

令和6年第3回安平町議会臨時会会議録

令和6年4月30日（火曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年4月30日（火曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員（1名）

議席番号

5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		行政報告
日程第4	承認第1号	専決処分事項の承認について(安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第5	承認第2号	専決処分事項の承認について(安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
日程第6	承認第3号	専決処分事項の承認について(安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
日程第7	承認第4号	専決処分事項の承認について(令和5年度安平町一般会計補正予算(第11号)について)
日程第8	承認第5号	専決処分事項の承認について(令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)
日程第9	承認第6号	専決処分事項の承認について(令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)について)
日程第10	議案第1号	安平町教育委員会教育長の任命の同意について
日程第11	議案第2号	安平町教育委員会委員の任命の同意について
日程第12	議案第3号	安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第4号	安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第5号	安平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第6号	安平町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第7号	安平町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型通所介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17	議案第8号	令和6年度安平町一般会計補正予算(第1号)について
日程第18	議案第9号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第19	議案第10号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算(第1号)について

○ 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 会議録署名議員

議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
10番	高山正人

会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。令和6年度に入りまして近年になく春が早足で到来しまして。私の記憶でも少ないのですが、桜とこぶしが同時に開花している光景は非常に珍しいなと思っています。このように連休前に当町安平町が、桜が満開になるのも大変珍しいことですし、連休明けが大変楽しみだなとも思っています。また、暖かい気候の中で子どもたちが元気に登校したり、はだしの広場その他で遊んでいる子どもの姿を見かけると大変心が和む時期でもあります。とはいえコロナをはじめとした感染症がまだ至る所で散見されることもありますので、議員各位並びに説明員の皆様方も気候の変わり目ですので体調に十分注意をされて本議会お願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは臨時会の開会に先立ちまして、4月1日付けの人事異動によりまして議会に出席していただくことになりましたお二方から自己紹介をお願いします。はじめに岡総務課長をお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○総務課長（岡康弘君） 改めまして皆様おはようございます。4月1日付けで総務課長の職を拝命いたしました岡でございます。昨年度まで3年間、派遣のため役場を離れておりました。この間、安平町の各政策分野における様々な変化を実感しているところです。総務課長として歴代の偉大な諸先輩の業績を汚さぬよう、業務に尽力して参りますので多田議長はじめ議員の皆様におかれましてはご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。本日はこのような機会を頂戴し、誠にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いします。

（拍手）

○議長（多田政拓君） ありがとうございます。続きまして佐々木水道課長をお願いします。

[佐々木水道課長挙手]

○水道課長（佐々木貴之君） おはようございます。4月1日付けで水道課長に拝命しました佐々木です。水道課で下水道の方を担当させていただきます。下水道について、子どもや孫の将来世代まで快適に利用していただくために今後一層の経営効率化と災害にも強い下水道事業を推進して参りますのでどうぞよろしくをお願いします。

（拍手）

○議長（多田政拓君） ありがとうございます。よろしくをお願いします。
会議の前にご報告します。5番田村議員より欠席の届け出がありますのでご報告いたします。
それでは臨時会を開会します。

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は11名です。定足数に達していますので、只今から令和6年第3回安平町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

4番 鳥越 真由美 議員
10番 高山 正人 議員 を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第3、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。それでは私の方から1件行政報告をさせていただきます。株式会社DGネットワークとのゼロカーボンシティの実現に関する連携協定の締結についてです。

安平町と株式会社DGネットワークは、相互に資源や能力を有効活用しながら緊密に連携・協力することにより、安平町のゼロカーボンシティ実現に向けた諸課題に迅速かつ適切に対応することを目的として、令和6年4月3日に連携協定を締結しましたことをご報告します。

本協定は安平町のゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー等の利活用及び導入を図り、災害発生時において災害対策本部となる総合庁舎を中心としたエリア内に遅滞なく電力を供給することができるグリッドフォーミングインバーターを活用したマイクログリッドを構築するとともに、再生可能エネルギーの地産地消及びレジリエンス強化を目指し、災害時にも安心して生活できる地域社会の実現に向けて取り組んでいくものです。

以上、株式会社DGネットワークとのゼロカーボンシティの実現に関する連携協定の締結についてご報告いたしました。なお、用語解説については下の方に参考として掲載していますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（多田政拓君） 町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ゼロカーボンに向けて今北海道がしっかりとした推進を2050年に向けてやっているわけですが、今求められているのはそれぞれの市町村に何を資源に代替エネルギーを生み出していくのかっていうことが今求められております。そんな意味では有効活用しながらと言いつつもありますが、近い将来理事者側、役場側としてしっかりとして安平町の代替エネルギー資源というのはこのものであるということを明確にしてもらうことを要請して私は質問しています。終わります。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私の方からは提携されました株式会社DGネットワークという会社がどこにどう存在しているのか。この辺については何かご報告いただければなど。所在地がどこにあるかなんてどこでも構わないかとは思いますが、こういったところは説明欄、締結の欄には入れていただければと若干思いましたのでよろしくお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ご質問のありましたDGネットワークの会社の所在地なのですが、こちら愛知県の方になります。こちらの会社については現在ゼロカーボンシティ推進協議会を立ち上げておりますが、そちらの事務局の方にも入っていただいています。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

- 9番（内藤圭子君） 今のところ安平町のゼロカーボンの推進については、太陽光を進めていくというふうに、こちらは受け取って良いのか確認したいと思います。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
○町長（及川秀一郎君） 基本的に今、昨年度実施した各種調査によって安平町が太陽光なのか風力に適しているのか調査を行ってきた結果、太陽光に適しているということで、町内には既にメガソーラーの発電所もありますので、我々は胆振東部地震のブラックアウトを経験し、被災の避難所を中心としながら役場庁舎また総合支所を中心としながら電力が喪失しないといった太陽光を中心としながら更にそこに蓄電池を組み合わせて今、先ほど申し上げたような新しい方式を採用していきながら電力が喪失しないといったまちづくりを進めていきたいということです。基本的には太陽光が中心となってこようかと思っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
○11番（梅森敬仁君） ちょっと細かいようですが確認を1点させていただきたいと思います。お話の中盤で災害発生時において災害対策本部となる総合庁舎を中心としたエリア内に遅滞なく電力を供給すると謳われていますが、エリア内という範囲内はどの辺を指すのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
○町長（及川秀一郎君） 昨年度このゼロカーボンシティ推進の準備会を5回開催し、今年に入っても第1回目が1月23日、2回目が3月26日に開催し、その中に図面等も想定エリアのものは困ってありますが、やはり今梅森議員がご質問されたこの早来総合庁舎を中心としながら町民センター、また更には自営線も検討しているのですが、渡邊医院だったりこの庁舎周辺のエリア、そして今年度改修工事を行っていく町民センターが当然避難所としても使っていくところですので、そこが中心となってこようかと思っています。

- 議長（多田政拓君） 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第4 承認第1号

○議長(多田政拓君) 日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認について(安平町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。提案説明を求めます。

[奥田税務住民課長挙手]

○議長(多田政拓君) 税務住民課長。

○税務住民課長(奥田浩司君) 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

裏面をお願いします。

安平町専決処分第1号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月21日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります公布改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。

今回の条例改正は令和6年2月21日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正するものを専決処分し、ご承認をいただくもので、主に町民税に係る能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に関する法律改正及び施行令改正に伴う改正です。

改正内容につきましては、改正条文の次に新旧対照表を添付しております。それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおります。なお、改正内容の説明につきましては、事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますのでご覧ください。

附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例は、能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の町民税に係る雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとしたもの。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、施行令改正に伴う改正ものです。

なお、施行日は令和6年2月21日です。以上で提案説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入

ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第5 承認第2号

○議長(多田政拓君) 日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認について(安平町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。提案説明を求めます。

[奥田税務住民課長挙手]

○議長(多田政拓君) 税務住民課長。

○税務住民課長(奥田浩司君) 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

裏面をお願いします。

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります公布改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。今回の条例改正は令和6年3月30日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い町税条例の一部を改正するもので、今回専決処分しご承認をいただくもので、主に町民税では定額減税について令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するもの、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置をするもの、固定資産税では土地の負担調整措置等について負担水準の均衡化を促進するため、現行の措置等を3年延長するもの、負担軽減措置として再生可能エネルギー発電設備に係る一定のバイオマス発電設備や「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を新設など、法律改正、法律施行令改正に伴う改正でございます。

改正内容につきましては、改正条文の次に新旧対照表を添付しております。それぞれの規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおります。

なお、改正内容の説明につきましては、事前に配布させていただきました資料で説明させていただきますのでご覧ください。第34条の7、寄附金税額控除は公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備をするもので、第51条町民税の減免は、職権による減免を可能とする規定の追加をするもので、第56条固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告は、従来の私立学校法第64条第4項の規定が第152条第5項

に移行したことに伴い法律改正にあわせて改正されるもので、第71条固定資産税の減免及び第139条の3特別土地保有税の減免は、職権による減免を可能とする規定の追加をするもので、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例は、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから条例の性格を踏まえ削除することとするもので、附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除及び附則第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例及び附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例は、それぞれ令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設をするもので、附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除は、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設をするもので、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定の追加をするもので、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設するもの。「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置の我が町特例の割合を定める規定を新設するもの。その他、割合の改正、項ずれの反映をするもので、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の特例がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するもので、附則第11条、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義及び附則第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例及び附則第12条、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例及び附則第13条、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例はそれぞれ年度更新をするもので、附則第14条、免税点の適用に関する特例は規定の整備をするもので、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例は年度更新をするもので、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第18条、短

期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例は特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例は、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするもので、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加をするものです。

以上の説明となりますが、今回は施行日が令和6年4月1日及び令和7年4月1日となっており1年先の施行となる部分がありますが、本年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことから一括提出させていただいたものです。これで提案説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 定額減税の話も今されましたね。それで今回1805万円以下、所得割合が課税されている方については1人につき1万円。子ども2人増やしたら減税額4万円と減税額が出ているのですが、安平町においてこれらに該当する全てのこの部分で住民税が減額される世帯はどのぐらいいて、これで住民税がどのぐらい減るのかね。これによって。そこ辺り数字等は押さえているでしょうか。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 世帯について把握はしていなかったのですが、影響額については住民税で去年の課税ベースですが、1850万程度が減税される見込みです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第6 承認第3号

○議長（多田政拓君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 承認第3号朗読

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

裏面をお願いします。

安平町専決処分第6号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

次のページにあります改正文の朗読は省略させていただきまして若干補足説明いたします。地方税法施行令の一部改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正について関係する地方税法などの改正法律が3月31日に公布され、本年4月1日から施行となっておりますので専決処分としているところです。概要を説明いたしますのでお手元に配布させていただいた資料をご覧ください。

第2条、課税額は後期高齢者支援金課税額の賦課限度額を22万円から24万円にそれぞれ引き上げるもので、第23条、国民健康保険税の減額、第23条第1項では賦課限度額を引き上げたことによる規定額を超えた場合の規定の変更で、第2号におきまして減額措置に係る軽減の対象となる所得の規準について、5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を29万円から29万5000円に引き上げ、第3号におきまして2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を53万5000円から54万5000円にそれぞれ引き上げるものです。

以上で提案説明を終わりますのでご審議の上ご承認くださいますようお願い

いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この改正によってどれぐらいの方にどのような影響があるのかをお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） まず後期高齢者の支援金賦課限度額の対象者ですが、62世帯で2万円ですので124万円となる見込みです。

もう1つ、5割軽減の対象者ですが約120世帯、2割軽減が102世帯です。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第3号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第 7 承認第 4 号

○議長（多田政拓君） 日程第 7、承認第 4 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度安平町一般会計補正予算（第 11 号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 承認第 4 号朗読

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和 6 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和 5 年度安平町一般会計補正予算（第 11 号）について

裏面をご覧願います。

安平町専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和5年度安平町一般会計補正予算（第11号）について（別紙）

別冊予算書をご覧ください。

専決第2号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59,688千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,632,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月29日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算（第11号）について説明をいたします。今補正につきましては、令和6年第2回定例会議案第45号の補正第10号以降に予算額の変動があったものについて専決処分により整理をさせていただいたものでございます。歳入の主なものとしては、町民税の決算見込による7285万3000円の減額及び特別交付税の交付額決定による4960万2000円の増額など、歳出はふるさと納税の補正に伴うまちづくり基金積立金1958万7000円の増額などです。

それでは歳出から説明いたしますので27ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費は、ふるさと納税による寄付金額の確定により財源振替をするもので、2目電子計算費は執行残の整理です。6目文書広報費は国庫支出金の交付額決定による財源振替で、7目財産管理費は執行がなか

ったため減額するものです。10目企画費（1）地域おこし協力隊活用事業は事業完了による執行残を整理するもので、28ページ（2）まちづくりファンド基金積立金はふるさと納税による寄付金額の確定により整理するものです。11目まちづくり推進費は事業費の確定等による執行残を整理するもので、15目財政調整基金費（1）まちづくり基金積立金から（3）ひとづくり基金積立金までは、いずれもふるさと納税による寄付金額の確定などにより整理するものです。29ページ16目諸費及び4項2目知事・道議会議員選挙費は、いずれも執行残を整理するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費から31ページ2項4目認定こども園等運営経費は事業完了による執行残の整理で、5目児童手当費は国及び道支出金の交付額決定による財源振替です。

4款衛生費1項1目地域保健費は町債の借入額確定による財源振替で、2目予防費は後期高齢者受託事業収入額確定による財源振替です。32ページ3目母子保健費は事業完了などによる執行残の整理で、5目環境衛生費は調査対象者の調査に時間がかかったため事業未実施となったため整理するもの。

6款農林水産業費1項4目農業振興費は貸付金確定による執行残の整理で、2項2目林業振興費は道支出金及び基金の充当額確定による財源振替です。

33ページ7款商工費1項1目商工業振興費及び2目観光費は国庫支出金の交付額決定などによる財源振替です。

8款土木費2項2目道路維持費は執行残の整理で、34ページ3目道路新設改良費から5項2目住宅建設費は事業費の確定に伴う寄付金の充当額確定による財源振替です。

9款消防費1項2目災害対策費は市町村職員まちづくり研修会開催支援金が交付対象外となったことから財源振替をするものです。

35ページ10款教育費1項3目義務教育振興費から36ページ6項5目スキー場管理費までは事業完了などによる執行残の整理です。37ページ7目スポーツセンター管理費は事業費の確定に伴う寄付金の充当額確定による財源振替です。

11款災害復旧費及び13款給与費はいずれも執行残を整理するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので7ページをお開きください。1款町税1項1目個人から8ページ4項1目町たばこ税は決算見込みによるものです。

9ページ2款地方譲与税から14ページ11款地方特例交付金までは交付額決定により整理するものです。

15ページにまたがる12款地方交付税の特別交付税については交付額決定によるもので、交付額ベースでは対象事業費の減少などにより前年度比で、マイナス2208万7000円、5.6%の減となっています。

13款交通安全対策特別交付金は交付額決定によるもので、16ページにまた

がる15款使用料及び手数料は決算見込みにより減額するものです。

16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金から17ページ総務費国庫補助金4節までは交付額決定によるもので、18ページ6節重点支援地方交付金は低所得者世帯支援枠分及び推奨メニュー分として追加交付されるものです。

2目民生費国庫補助金から22ページ17款道支出金3項3目総務土木費委託金まではいずれも交付額決定によるものです。

19款寄付金1項1目一般寄付金はふるさと納税の納入実績により整理したもので、23ページ2目指定寄付金はふるさと納税の納入実績や充当事業の実績による災害支援金等を整理するものです。

24ページにまたがる20款繰入金はいずれも充当事業の決算見込により財源振替を行ったもの。

25ページにまたがる22款諸収入は決算見込み及び交付額決定などにより整理をするもので、26ページにまたがる23款町債はいずれも事業費確定などに伴う町債借入額の確定により整理するものです。

次に繰越明許費補正について説明します。4ページをお開きください。

追加として2款1項訟務経費は修繕代金請求事件に係る弁護士費用のうち令和6年度にずれ込むこととなった費用の一部を翌年度に繰り越すもので、3款1項低所得者支援及び定額減税補足給付金事業は今年度費用の一部を令和6年度で実施する事業の給付金として翌年度に繰り越すものです。

次に地方債補正について説明します。変更として地域医療提供体制維持費補助事業については限度額を3260万円から3180万円に、準用河川ニタツポロ川災害復旧事業については限度額を680万円から650万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の変更はございません。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5968万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3250万9000円とするものです。ご審議の上承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出27ページをお開きください。27、28ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 28ページの11目まちづくり推進費の定住促進事業のところのあびら移住暮らし推進協議会交付金の減額の要因をお知らせ願います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） この減額についてはあびら移住暮らし推進協議会の事業確定に伴い、協議会で執行残となった370万1412円の交付金を協議会から町に対し返還された金額となっています。この返還金の主な内訳については地域おこし協力隊インターン参加者へ支払う活動経費分として国からインターン生1人当たりに対し、1日1万2000円の財政措置を受けられることから、これを基準に算定した5人分90日の450日分となる540万円を予算計上していたところにR5年度実績は11名、178日分213万6000円となりまして、その差額分326万4000円が主な執行残という内訳となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちらは通常どおり事業は行われたけれども執行残だったという認識なのでしょうか。また、協議会とかも何回位行われたのでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） このインターン生受け入れ事業については、昨年度で2年目を迎えたということになっていまして、国の財政措置を目一杯受けようという予算を見ていたところと実績がどのぐらい動くかというところの、この辺の差額の読みがしっかり掴みきれなかったところが今回の要因だと思っています。

活動としては11名の参加者が来ていることでして、大変効果のある取り組みだと考えています。また、支出の内訳については先ほど178日と言ったのですが、実際にインターン生が滞在していたのは236日ということでは、滞在中に活動できない日については交付対象とならない部分もありまして、そうした差額分が今回の返還額に影響を及ぼしていると考えています。

また、協議会の活動状況については、総会を年1回と幹事会を2回ということと、インターンの取り組み状況については毎回担当協議会の担当者レベルで定例ミーティングを行っている状況となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 記憶違いだったら申し訳ないのですが、昨年もこのス

タートしたばかりで整理がなかなかうまくいかないというご答弁をいただ
いていて、2年目ということで3年目以降は精度が上がって整理もしっかり
されていかれるのかなと思うのですが、その辺のところの見解はいかがでし
ょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） おっしゃるとおりでして、R6年度は3年目を
迎えていくと。この予算編成時期と執行で整理していく時期のタイムラグが
ありまして、その辺の動きがうまく調整できていないと課題を感じていま
す。R3については今予算の構えは同じようなことになってしまっています
ので、今R7年度に向けた課題点だなということで原課としては把握してい
るところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 32ページの5目環境衛生費のところの環境衛生事業経
費の執行残について、内容を詳細にお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） こちらの個別収集にかかる委託料の執行残
でして、先ほど副町長の方からもご説明がありましたが対象者の調査に時間
を要しておりまして、令和5年度については執行できなかったということ
です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 6年度以降の見通しはどのようになっていますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（佐々木智紀君） 令和6年度については、早期に試行を始めたと考えていまして、今準備を進めている状況です。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ33、34ページ。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ35、36ページ。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ37ページ。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑をお受けします。歳入7ページをお開きください。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 7ページで3点ほどあるのですが一度に聞いてもよろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 一度でよろしいです。
- 7番（三浦恵美子君） いいですか。町税のところの1目個人の部分でまず2点なのですが、現年課税分のところは412万2000円の増額になっているので

すが、こちらの要因が1点と、あと2番目の滞納繰越分、こちらはマイナス補正ですが何件分かわかればお願いします。

あと2目の法人税の部分が大きく減額になっているのですが、こちらの要因もわかれば合わせてお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） まず個人住民税現年課税分ですが、これは9月で補正させていただいたのですが更に伸びたというところです。

滞納繰越分について、世帯数が今手元に資料がなくて今わからないです。

法人についてですが、法人町民税は法人均等割と所得割について掛かるのですが、法人均等割は大体3000万ほどで推移しているのですが、法人税割については企業の儲けに対して課税される部分でして、この部分の占める割合ですが、軽種馬事業者がこの法人税割の大半を占めているという状況でして、その分が今回下がったということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 1点確認なのですが、1目の個人税の現年課税分。更に9月補正以降に伸びたとおっしゃっていたのですが、この伸びた要因はどのように分析されているか。人口が増えてきたためなのか、それとも別な要因があるのかをお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 人口が伸びたということではなく、単純に調定額に対する徴収率が上がったということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 13ページの9款、環境性能割交付金の一番下のところと、もう1つ上のところの関係なのですが、1目と2目で。2目の旧法による自動車取得税の交付金85万7000円が今入ってきているのですが、こちらの法律確か令和2年に法改正が行われたものなのですが、今交付されて入ってきた理由は、素人なものでわからないものですからお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今議員がおっしゃられるとおり旧法と新法で変わっています。旧法については2019年に廃止された自動車取得税で50万を超える車を購入又は譲り受けた際に課せられる税金廃止後に導入されたのが環境性能割ということで新旧分かれていますので、これらの取引きと言いましようか、前の車輛だったり、その後の車輛ということで旧法と新法での収入が見込まれるといったものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ちょっと飲み込み悪くてすみません。旧法の時に取引きが行われたものの整理という形の理解でよろしいでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 50万円を超える車を購入又は譲り受けた際に課せられるものですので、この制限の中から外れるものに関しては課せられないのですが、その50万円を超えるものに課せられるものだということでご理解いただければよろしいのかなと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16、17ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 17ページの上のしょうがい者福祉費負担金の部分のしょうがい者自立支援給付費等負担金のマイナス補正なのですが、こちら3月7日に488万9000円確か補正したのではなかったかなと思うのですが。その増額したのに減額した要因が1点。

あとその下も同じ3月7日に同じ額を増額補正したのですが、今回同じ額を減額しているのですが、その理由ちょっとお金の動きがわからないものですからお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今2つほどご質問いただいた件なのですが、これ同じ理由になりますが、国の方でこちらで申請上げたものに対する補助金ということにはなるのですが、国の方の補助金が補助申請による100%交付ではないというところもありまして、国の予算の範囲内で支給されるというところもあるものですから、その差額が出てきたところの減額になりまして、その差額の交付決定によるもので予算を整理させていただいているものです。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今小坂橋参事が言いましたが中身を知りたいということでしたので、3月補正の予算作成時は歳出として自立支援

給付費及びしょうがい児童通所給付費として977万7000円の予算不足を見込んで当該歳入にしても歳出増額に合わせて488万9000円の増額補正をしましたが、先ほど小板橋参事が言ったように当該負担金は変更交付決定額以上の追加交付がなかったため予算額と収入額に差が生じたため、交付決定によるものという形です。以上補足します。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ18、19ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ20、21ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ22、23ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 22ページの19款寄付金の1目一般寄付金の部分なのですが、減額、実績なんだと思うのですが減額補正の内容はどのような件数どれぐらい減ったとか、そのようなことがわかればお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ふるさと納税の関係ですが、ふるさと納税は一般寄付金と指定寄付金と両方にあるのですが、実績としてトータルでは大体例年どおりだったのですが、内訳として一般寄付の方が少なく指定寄付の方が多かったという内容となっています。

寄付の件数ですがトータルで申し上げますと昨年、令和4年度が5万735件。令和5年度が3万6353件。件数としては1万4382件減っているのですが、寄付金額としては1220万8131円の増となっていて、昨年の10月1日から国のルールがいろいろ変わって、寄付金額に占める募集費用の割合があ

るのですが、その項目が増えた関係で寄付1件あたりのお礼品に対する寄付1件あたりの額が上がっています。その関係で件数は少なくなっているのですが寄付金額は大体例年どおりという内容になっています。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年10月に国のルールが変わった関係で、確か経費が5割までということなのですが、この今のところこの部分はクリアできるのかどうかその辺のところ、はみ出ないで行けそうなのかということがわかればお願いします。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ちゃんと計算しまして寄付金額の5割以下になるように積算をしています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ24、25ページ。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ26ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり4ページをお開きください。第2表繰越明許費補正と第3表地方債補正について質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 繰越明許補正費の中で民生費の所得税支援。1月1日から始まっているわけですし。安平町としてもハガキを貰って来ているのですが、大体配り終わった中身で落ちこぼれはないという確認と、もしその方

が気が付いていなかった場合の取り扱い方について再度お知らせするのか、そうではなくて来ないのだから仕方ないというのか、そのあたりの考え方がかでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 給付金の関係でご質問いただいたわけですが、まず定額給付金の関係ですが支給の実績としてこちら3万円給付と7万円給付の部分両方加わった事業となっていますが、こちら3万円の給付なのですが1300世帯を予算計上させていただいていまして、実績として1165世帯となっています。それと7万円給付の方は、こちらも1300世帯を見込んでいりましたが実績として1245世帯となっています。こちらは町から当初始めた時の申請お知らせと、その他に時期をずらして2月に入ってからだったと思いますが、再度申請がなされていませんというお知らせをさせていただいています。全部で2回その方に対してはお知らせしていたのですが、結果的には今申し上げた件数の実績ということになっています。こちらについては要綱をそれぞれ定めていまして、この支給要綱が3月末までと定めていますので、時期としてはもう給付の手続き自体は終わってしまっている形になってしまいます。あともう1つ何か質問ありましたか。

○3番（小笠原直治君） いや言ってない。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） よろしいですか。以上になります。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 小坂橋参事から最終的には2回やりましたよと、きちんと。その世帯に知らせただけで、あくまでも上がってこなかったということで、あくまでも自己責任の中での範囲という考え方だろうと思うのですが。私はお知らせの仕方がハガキとかではなくて声をかけてやるべきではないのかなと思うのですよ。来ていませんよと、小笠原来ていないですよ、あなた忘れていませんかとかさ。そのぐらい本当に理解していない人は理解していないのですよ。まさか自分が当たると思っていないし、紙見たって自分なのかというのがわからないのがあるからこの数字が出てくるだろうと思いますから。その意味では、ただ知らせ方についても工夫しながらやっていただきたいなとこれ要望です。答えはいいです結構。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。それでは総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第4号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第8 承認第5号

○議長(多田政拓君) 日程第8、承認第5号 専決処分事項の承認について(令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 承認第5号朗読

承認第5号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第3号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について（別紙）

別紙補正予算書をご覧ください。

専決第3号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34,410千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては3月31日付け決算見込による執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

2款保険給付費1項療養諸費及び4項出産育児諸費は決算見込みによる減額となります。

9款基金積立金は歳入の減額に伴う補正となります。

次に歳入のご説明をいたします、5ページをお開きください。

6ページに渡る2款道支出金1項1目保険給付等交付金1節保険給付費等交付金(普通交付金)は、給付費の減額に伴う補正となります。2節保険給付費等交付金(特別交付金)は、交付金の決定による補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3441万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8069万1000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) 5ページの1目保険給付費等交付金の2節の保険者努力支援分、こちらどのような内容が認められて交付額が増えたのかお願いし

ます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 内容については予算額に対する交付金が、この金額が多くなったことではありますが、基本的には特に新しいことをやったというわけではなく、対象者数ですとかそちらの部分が加味されて点数が上がったということで金額がアップになっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第5号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第5号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第9 承認第6号

○議長（多田政拓君） 日程第9、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号））についてを議題と

します。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 承認第6号朗読

承認第6号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について（別紙）

別紙補正予算書をご覧ください。

専決第4号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明いたします。今回の専決処分補正につきましては3月31日付け決算見込による執行残の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします、7ページをお開きください。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費及び2目地域密着型介護サービス等給付費並びに3目施設介護サービス等給付費、4項1目高額介護サービス等費につきましては決算見込みによる減額となります。

8ページ、5款予備費につきましては財源調整として補正するものとなります。

次に歳入のご説明をいたします、5ページをお開きください。

3款国庫支出金及び6ページにわたる4款支払基金交付金につきましては変更交付決定に伴う増額となります。

6款繰入金につきましては歳出2款の保険給付費の補正に伴う減額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7293万7000円とするものでございます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑

は歳出からページごとに行います。保険事業勘定、歳出7ページをお開きください。7ページ、8ページまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから承認第6号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって承認第6号は報告のとおり承認されました。

◎ 日程第10 議案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第10、議案第1号 安平町教育委員会教育長の任命の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

[岡総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(岡康弘君) 議案の説明に入る前に皆様にお詫びでございます。本日議案については1枚差し替えを行わせていただいています。また、大変恐縮ですが追加で議案の次のページに現委員の構成を記載しております。こちらから参考資料になるものですが、こちらの種田教育長、また、守屋教育委員、任期のところが平成と書いてありますが令和となりますのでご修正をお願い

いします。よろしいでしょうか。大変失礼しました。それでは提案説明いたします。

議案第1号

安平町教育委員会教育長の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会教育長の任期が満了する者
種田 直章 令和6年5月1日満了
- 2 安平町教育委員会教育長に任命しようとする者
井内 聖 令和6年5月2日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会教育長として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

裏面をご覧ください。任命しようとする方の住所、生年月日、職業、略歴については記載のとおりです。また、任期については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定に基づき令和6年5月2日から令和9年5月1日までの3年間となります。町長より補足説明があります。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 提案説明の補足をさせていただきます。平成27年度より教育行政の責任体制の明確化と迅速な危機管理体制の構築や首長と連携強化を図ることを目的とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員長と教育長が統合された新教育長として特別職として位置付けられ、任期は通常の教育委員の4年ではなく3年間となっていますことをご承知のとおりです。

これによりまして令和6年5月1日をもって任期満了となります現教育長

の種田直章氏に替わり、井内聖氏を教育長に任命しようとするものです。

井内氏は法に定められております要件としての町の被選挙権があり、人格高潔で教育行政に関し豊富な識見を有し、平成28年4月から学校法人リズム学園が運営する全国初となる公私連携幼保連携型認定こども園はやきた子ども園の初代園長として、その卓越した指導力により全国から視察に訪れるこども園として評価されるとともに、町外からの入園者の増加など安平町の移住定住にも大きく寄与しているところです。更に北海道胆振東部地震直後の平成30年9月には安平町復興ボランティアセンターの副センター長として社会福祉協議会と連携し災害復旧にご尽力していただくとともに、翌年の平成31年1月には総合教育専門員として被災した早来中学校の再建に向けた小中一貫校、義務教育学校にかかる総合調整役として尽力され、現在ははやきた子ども園の学園長兼令和5年4月に開校した早来学園の地域プロジェクトマネージャーとして勤務されております。このように井内氏は次世代を担う子どもたちの安心安全な教育環境の創設を図り、健全な教育行政を公正公平に進めていただけると確信し、期待をいたしまして任命の同意の提案をいたしましたので、ご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます補足説明とさせていただきます。

なお、前段に申し上げた法改正によります新教育長の任命に当たっては、新教育長の重要な責務に鑑み、資質や能力を十分に確認できるよう所信表明を行うことも認められていることから、井内聖氏の所信を記載した資料を当日配布させていただきましたので、どうぞよろしくお願いします。

また、今回ご退任されます種田教育長におかれましては私が町長に就任以来2期6年間、北海道胆振東部地震で学校をはじめとする教育施設の復旧復興事業、特に早来学園の開校やコロナ禍による学校対応、さらに追分高等学校の存続に向けた取り組みなど枚挙にいとまがありません。こうした功績に対して改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと思います。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 任命をすることになりました町長に伺いますが、ここに書かれています略歴の中に学歴も書かれています、北海道大学大学院卒業のこの卒業の証明については町長の方では確認しているのでしょうか、どうかそれを伺います。もし確認をしているのであればこういった内容の証書だったのかそこも伺います。

それからもう1点、平成8年からの道の公立学校の教員となっておりますが、

この教員であることの、勤務した学校の経緯というのかそれらを全てこの9年間の学校の勤務の状態について、どこで勤務したかまでお知らせいただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 事前にこの議案を上げる前の決裁の中の添付書類で、こちらの学歴に記載されています北海道大学の大学院、これは働きながら通われて学位を収めたということで学位記ということで学長名の証明書を確認して、添付もしていただいていますし、また、その際に中学校時代の確か社会科の教諭だったと思いますが履歴というかそういった添付書類もありましたが、手元に決裁のやつを持ってきていませんが、そういったことも確認させていただいたところです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 勤務していた学校の名前などについて、何年どこでっというところまでお尋ねしたいのですが。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 当該候補者の教員時代の学校名については手持ちに資料がありませんので、後ほど道教委から調べさせていただいていますので、後ほど情報提供させていただきます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 勤務地の方ですが、1996年4月に千歳市立向陽台中学校教諭社会科、2002年4月江別市立江別第3中学校教諭社会科、以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっとお伺いさせていただきます。この井内聖というお方はリズム学園の所属というか、ホームページを開かせていただいたところ園長と名の付くリズム学園、相当の経営をされている中の園長という職を行われていると思います。もしそれが事実であれば、私どもはやきた子ども園、この学園の園長でもあるのであれば契約者の1人であるということになるのではないかと。私どもは教育長が発注する中での認定こども園というところを担ってお仕事をしていただいている現状もそうであれば、職業と、この発注者と受注者の相互関係から言うと非常におかしな話ではないかと思うのですが、リズム学園様と井内聖様の関係についてどのようになっているか確認をさせてください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） リズム学園の現在のはやきた子ども園は福田さんが園長をやっているということで、統合的な統括の園長としてでありましたが、ちょうど昨年地域プロジェクトマネージャーに令和5年4月に就任する際に、就任した時から無報酬での対応ということで常務理事の学園長としての職には現在までありましたが、一応4月30日、本日付けでご同意いただけましたら常務理事、学園長については退任するという形になっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 先にリズム学園という学校法人の役員を降りられた後にウチの教育長というお話なら非常にすっきりといくのですが、もし承認されれば、そちらのリズム学園の理事を辞めるというお話は筋が違っていらっしゃるかと考えますがその辺はいかがでしょう。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足しますが、今回教育長にお願いするという話を私がした関係もありまして、この地域プロジェクトマネージャーだったり総合教育専門員についても3月29日、1か月前に退職願いということで願いも出ていまして、リズム学園の方については理事会が5月中旬頃にあるというこ

とですから、手続き的にはそこで正式に決まるのですが、4月30日をもって退任をする形になっていると。さらに前段お願いした際にもご本人も心配していたのですが、いろんな役職とかNPOで役職も担っていますので、そういったところ安平町の顧問弁護士さんにも説明をさせていただいて、当然無報酬であるし、NPOというのは教育関係のものですから問題は無いという確認もされていますが、例えばそういった報酬を得る際においても許可があればできるわけですが、そういった確認を全て顧問弁護士さんの方に事前にさせていただいておりますので、現時点においてはその地域プロジェクトマネージャーについても退職をするという形になっていますので、同意不同意関わらずその職は辞してこの教育長の職に臨んでいただいているというところですよ。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 確認をまず1点させてください。学校法人リズム学園と完全に縁は切れているという確認で、ここのつながりは無いということによろしいですか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 完全にとこの言い方があれですが、例えば教育長に就任された場合でも学校法人リズム学園については、当然はやきた子ども園についても関係があるわけですが、そういった職としての関係性は出てきますし、また、個人的な部分についてはそこ自体が親族の方が嫁いでいる先でありますから、そういった意味での縁はあろうかと思いますが、教育長職についての職務に何か支障があるようなことは無いということです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） つながっているということですね、そういう認識ですね。親戚まで出したのですから。そうすると私は地方教育行政法第11条4項、5項含めての中に出ているのは教育長の職務及び服務、勤務時間は全力を職務上の注意力全てその職責遂行のために用いなさいと当該地方団体がなす

べき責を有する職務のみ従事をしてくださいというのが地方教育行政法にしっかりと出されているのです。

それともう1点私が言っているのは地方自治法180条の5第6項なのです。普通地方公共団体の委員会の委員、委員会にあっては教育長及び委員は当該普通地方公共に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役これらに準ずべき者、支配人及び清算人になることはできないって書いてあるのです。私は本日問題になるのは、リズム学園と安平町が請負をしているということなのです。その請負をしているところに関係のある方が教育長となることはできないのです、自治法上の問題で。ここは完全に町長が言った親戚だとか他人だとかっていう問題ではないのです。しっかりと縁を切ってリズム学園と関係ないということを明確にしなければならないのです。そのことを町長が選任権者としてその法律に基づいてその方を選ばなければならないのです。町長にも責任が及ぶのです。その意味で私は、ここをもう一回しっかりと整理していただかなければ、これは自治法に違反しているのです、つながっているということは。これは明確でありますし、皆さん方が先ほど町長も言われましたが平成27年にスタートした教育委員会の首長と教育長の関係の中身に出された時に、パソコンで調べたらわかるのですが新たに教育長、教育委員になられた皆様へと出せば文科省の文面が出てきます。そこにしっかりと請負の禁止が出ているのです。それでいくと今度教育長に選任しようとしている井内さんについては極めて灰色であるし、明確に先ほどもしつつこいようですがリズム学園とは関係ない状態ですということを明確にしていきたいと思えます。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほども答弁させていただきましたが、本日付けでリズム学園の常務理事、学園長については退任をするということですので、そこに関する一切の関係は断たれるということでご理解いただければと思います。また、地方教育行政法の第11条の第7項に基づく営利企業等の従事というところも先ほどありましたが、例えば現時点は無報酬ですから特に関係ありませんし問題ありませんが、そういった営利企業を営むことを目的とする会社の団体の役員といったものに就任したり自ら営利企業を営むこと、また、報酬を得て事業を事務に従事することも当然無制限ではなく、先ほど小笠原議員が言いましたとおり、教育行政執行に専念することが前提になりますが、許可があれば可能ではあるということも確認し、そしてこれから教育委員会においても教育長の営利企業等の従事制限に関する規則改正も行っているところです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 町長が言っているのは無給だとか有給だと、対価を貰っている貰っていないではないのです。これ去年の5年3月1日に地方自治法が改正になりまして請負の緩和というのが出されています。そこに出されているのは、役務の給付が明確に書かれています。役務の給付というのは井内さんが金を貰うのではなくて、安平町が役務の給付を行っているリズム学園との関係なのです。そういうところの人については駄目ですよとなっているのです、この改正の中に。しっかりと請負については何なのかを出されているのです、去年の3月1日に。そこで、そう言っても緩和策としているのは300万円を超えないものについてはいいでしょうと。それぞれの議員含めて教育委員、教育長含めて、親族一族含めた中で当該地方自治体との時には300万円以内までは許すと、いいですよと。去年の3月1日に施行されているのです。だから私が言っているのは、あくまでもリズム学園とは完全に縁を切ってまさしく関係のない場にいるということをここで明言して、もし関係があるならば失職すると書いてある、町長が失職させなければならないって書いてあるのです。その意味で私は再度聞きます。本当に井内氏は全くリズム学園との縁を切り、つながり、接点はないと理解してよろしいですか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） はい。そのとおりです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） それで私はどうも後から出てきた時に何らかの形が、つながりが見えた時には大変な事態に陥るということだけは町長認識をしておいていただきたいと思うし、私は未だにそのものに関わってきたことが、まさに親族が関わっている学校法人から教育長が選ばれるということは極めて異常なことでありまして、それが本当に真っ白になるのか、私は灰色のような感じがします。

それで全く違う視点から話を議長したいのですが、地域プロジェクトマネ

一ジャーの事業、これ去年から導入されたのです。総合計画最重要課題の重要プロジェクトの事業スケジュール等含めて3年間、我々の中に説明されているのですね。しかし、プロジェクトマネージャーは1年で辞める。そうすると我々に説明するのはプロジェクトマネージャーの、プロジェクト事業のスケジュールをどうしていくのか、人材を含めてどうやってやっていくのか。ということをしつかり説明してから人事案件が出るものではありませんか。はい、私辞めました、教育長になりますからどうぞって。そんな無責任なことはありませんよ。それはしっかりと我々議会にプロジェクトマネージャーの事業について1年間の、所信表明をちょっと見ましたけれども、そうではなくて彼が自らが語ってその後どうしていくのかと。残りの2年間でどうやっていくのかってというのが先に説明するのが、議会に求めてプロジェクト事業がスムーズに残り2年間やれるということが我々がわかってから教育長の任命同意に向けてくるのが筋論ではありませんか。その点どう考えますか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 教育長の人事案件で同意案件ですから事前に地域プロジェクトマネージャーを辞める前提で何か再募集をかけていくことも考えなかったわけではありませんが、新しく教育長を同意いただいてから当然井内さんの人脈も全国に広がっていますので、そういったところも使いながら、当然ご本人がこれまで地域プロジェクトマネージャーであったわけですから当然その早来学園での課題だったり詳細を把握していますので、そういったところとマッチした地域プロジェクトマネージャーを早急に公募しながら人選をしていきたいということで、その間の問題等については井内氏に関わっていただきながら、1年は経ちましたし、また、その間の活動の報告は毎月広報紙において連載もさせていただいていますので、町民の皆さん方もよくご理解いただいていると思いますし、また、再放送にはなりますが現時点でもあびら教育プランといった中においても安平町の教育の考え方、今早来学園で取り組んでいること、将来的な課題についても放送もされていますので、例えば町外から全く関係のない教育関係者を招き入れたのであれば様々なことをご指摘当たりますが、はやきた子ども園、そして早来学園に一番精通した方であり、日本一の公教育を目指していくというところが今の安平町で掲げている最重要な目標ですので、そこを担っていける教育長というのは現種田教育長であり、次であれば井内聖氏しかいないということで私は今回提案させていただいていますので、そういったところもご理解いただきながらご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は本人の人格だとかではなくて、手順の話をしているのです。あれだけの去年議論して総務省からの、プロジェクトチームを作り地域の活性化含めてやりましょうと。当町は教育と連携しながら人口増に向けて進めていきたいという話をしていますから。私は言っているのは、教育長の任命同意と同時にプロジェクトマネージャーの方をしっかりと選任方法、選出どうやっていく、どうしていくという、その空白はどう埋めていくのか、同時に提案されるべきではないかとそのことを言っているのです。彼がやってきたからそのちょっとした間いいじゃないですか、教育長の仕事ってというのはそんなものではありませんよ。幅広くしっかりと安平町の教育行政を担っていかなければならない人なのですから。地域プロジェクトチーム事業に携わっている暇なんてありませんよ。そのことを言っているのです。だから出し方がおかしいと。そうしたらプロジェクトマネージャーの事業だとか選んだ去年の経緯は何だったのかと。その意味では私はずっと見ていると、こんな言い方したら大変憶測で失礼な言い方になりますが、地域プロジェクトマネージャー選出ありきのことだったのかなというふうに思わざるを得ません。そんな意味で私はしっかりとした議会に説明する時は地域プロジェクトマネージャー事業の今後のスケジュール含めて全部出して議会に提出して任命同意求めるのが道筋だと私は思っています。そんな意味ではこれからだと言いますから、私は極めて議会に対して不親切だなと思います。また、議員の皆さんに言いますが、地方自治法上できないのですよ。教育長たる者は請負している側とのつながりというのを持てないのです。そこだけはもう一回自治法をしっかりと見ていただいてご判断すべきことで先ほど私言いましたが、もし何らの形でつながりが見えた時は議員の皆さん方にも責任が問われるという面も出てくるわけですから、その点十分考慮を願いたいと思います。

○議長（多田政拓君） 答弁はありますか。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 地域プロジェクトマネージャーの選任については私も当然迷いました。ただ、例えば現地域プロジェクトマネージャーが4月末で辞めるということ为例えば2月時点ぐらいに言った場合においては、当然まだ公表もされていない教育長人事等の関係もそういった話も俎上に上がってくるということも考えまして、更には今後地域プロジェクトマネージャーを人選するにあたっては新しい教育長にぜひ入っていただきながら、そして

複数になった場合、選考もしていかなければならないということですから、現時点で選考するよりもということもありまして、そこら辺については小笠原議員のおっしゃる議会での丁寧な説明が今回できなかつたのはそういったことを考えたからでありますので、今後、選任同意いただいた後に早急に既に打ち合わせも行っていますが、様々な教育行政の課題の解決に向けた新しい組織づくりであつたり取り組みといったものも行っていかなければならないと考えていますので、繰り返しになりますがご理解のほどよろしくお願ひします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 法律の解釈の話がありまして、まず教育長の兼職禁止規定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の11条第7項に記載があります。こちらに記載されている内容については、教育長は教育委員会の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員等々といったものの地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してならないとありまして、まず教育長が兼職を禁止されている条文については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が適用になります。こちらの議案の提案を町長の方から指示を受けまして、この方の履歴ですとか、それから現在就任しています小笠原議員懸念されています理事等の部分について、どのような対応になるのかということ为先ほど辞任なさるといふことは町長からのご答弁のとおりですが、別途私ども総務課としては、顧問弁護士に確認させていただいています。現職でありますリズム学園の学園長、こちらについてはまず役員には該当するのですが、そもそもリズム学園は学校法人ということで非営利企業であつて、そもそも対象外ですということですが、ただ、教育長の立場と特別な利害関係が生じる余地はあるということですが、しかし、こども園の事業というのは安平町の事業と密接な関係がありますと。例えば第三セクターを町の方で作りました、その社長によくあるのは副町長が就任するという事例はよくあることで、町の公共の福祉といったものの事業に大きく貢献する企業の役員就任については、先ほど町長おっしゃったように教育委員会の許可が必要ですが、まず就任は可能だといふふうに顧問弁護士からの見解をいただいているところです。ただ、そもそもお話冒頭に戻りますが、学校法人であるリズム学園さん自体が営利企業の中に入っていないということですので、そもそも対象外といふふうに顧問弁護士の方から回答を得ているところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） また総務課長が言ったらぶり返すんだって。完全に分かれましてよって、もう関係ありませんよって言っても含みのある言い方で、顧問弁護士に相談した、どこの顧問弁護士かわかりませんが。法律的な中身については違うのです。教育委員会の中で営利が無かったら認めますって、それわかっていますよ私は。でも地方自治法92条の2に去年の中身の施行の中身をよく読んでくださいって。それは営利であろうが何だろうが安平町と請負を結んでいる人との関係を教育長は持つてはなりませんってことをいっているのですよ。業務者と言っているのですよ、あれの中では。27年改正の中では業務者とは働いているということ。理事者とか偉い人でなくても業務者となることも禁止をされていることが出されている。先ほど言ったようにホームページ開いてください。27年に新たに教育長、教育委員になられた皆様へって文科省から出ている中にきちんと書かれていますよ。今そこで調べたらすぐわかる話です。そこに書かれています。だから営利だとか営利でないとかっていうことではないのです、駄目なものは駄目なのです、つながりを持ったら、教育長というものは。あったら切らなければならないのですよ。総務課長が言ったらまたぶり返して含みを持たされた感じがあるからそこはしっかりしてください。駄目なのですよ。そこ見たら書いていますから、そこ調べたらわかります。

○議長（多田政拓君） 答弁はありますか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 何か考えを変えて答弁したわけではなく、総務課長についてはあくまで法的な解釈、教育委員会サイド、更にはこれまでの実例を含めてのお話ですから。先ほど申し上げたとおり4月30日をもってリズム学園の役職等については降りるということですから、そこについては関係性は無くなるということは先ほど申し上げたとおりですのでご理解いただければと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私もこの人事案件を見た時に懸念を持ったのですが。例

えば町として関係がないということをごどのような確認をしようと考えているのかとか、関係ないっていうことを確認するためって難しいと思うのですよね。でもそれは皆が懸念することによってこういうことで大丈夫だということをご町が示していかななくてはいけないと私は今話を聞いて余計思ったのですが、そのシステムをどうするかということと、そのプロジェクトマネージャーということをご新しい教育長と一緒に体制を考えていくとおっしゃっていたのですが、確か去年公募で決まったことだと私は覚えているのですが、教育というのは目指す形はもちろん理想を持ってやることは大事だと思うのですが、不登校の問題を取り扱った時も今不登校問題も多様化しているという言葉がありました。教育ってやっぱり多様でない目指す方向にはまらない子どもたちが苦しむことになるのではないかなって、さっき教育長と相談してというところで私はそこが心配になりました。教育が多様であるためには、そこに多様な考えの人がいなくてはならないと思うので、同じ方向を目指す人たちだけで組織ができていくことで、そこから出てきてしまう人たちの苦しんでいる様子が目に浮かんでしまいました。

この日程のごことでうーんと思ったのですが、今日ここで採決しないと任期が切れるギリギリのところでこういう議論を私たちはしているわけなのですが、こういう日程でしか出せなかったのかなと残念に思いました。

○議長（多田政拓君） お待ちください。ただいま質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩としたいと思っておりますがよろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（多田政拓君） それでは午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時59分

〔一部のマイクが不調のため開始が遅れた〕

再開 午後 1時04分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。答弁の方よろしくお願ひいたします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 午前中の中で新教育長に対する考え方の中で多様性の問題だったり、選任するにあたって期間が短いというか任期満了間際だというお話がありましたが、今までも安平町合併以降こういった任期満了に伴います選任同意は直近に臨時議会を開きながら日程調整をしてやってきたという経過がありますので。再任であればもうちょっと前にやることも可能なのでしょうか、特に今回については色んな調整等もあるということでギリギリになりましたがこういった日程になったということです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 何か返事があるみたいですが、内藤さん。

○議長（多田政拓君） 内藤さんよろしいですか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 最初にどのようなシステムで確認するかということと、あとプロジェクトマネージャーはどのように決めるかということをお答えいただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 午前中言われていた請負の禁止だったり、兼業の関係については午前中様々答弁したとおりですし、また、地方自治法180条の5の6で一定の請負関係にある業者となることが禁止されているということで法的には条文があります。例えば地方公共団体に対して教育委員会の職務に関し、請負をする者だったり支配人になったりとかはできないということですし、また、そういった行為を行う法人の無限責任者だったり取締役といったことにはなれないということです。弁護士に確認した時には学校法人については営利目的ではないので問題がないという法見解でしたが、でもこういった指摘もありますので現法人の役職等については降りるとということで午前中答弁したところですので、今後何か法的には問題ないにしてもそういった疑念が持たれるようなことについては当然細心の注意をしていかなければならないということもあろうかと思っています。

また、プロジェクトマネージャーについては当然今後スケジュール調整をしていながら公募が原則となつてこようかなと思ひますが、これも一部の者が決めるということではなく、当然公募によつて一定の手続きを経ながら昨年も決定をさせていただきましたので。様々な関係者の中できちんとプレゼンをしていただきながら経歴も判断していきながら早急に決定していきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まずこの選任しようとする方のお住まいなのですが、選任された暁には現教育長が住まわられている社宅というのがあるのでしょうか。そこにお住まいになれるのかというのが1点。

あとはいろいろ午前中も議論されましたが、園長などの職を辞されても関係があるのではないかと疑念を持たれるような感じではないかと思ひまして、身内の方が法人抱えている時点で関係あるのではないかと思われるのではないかということで極めてグレーで危険ではないかなと。ここも堂々巡りの議論となるかと思うのですが、町長はじめ私ども議員も責任問題に発展し兼ねないことなので、ここは慎重にされていかれる方がいいのではないかなというのが1つと。

あと地域プロジェクトマネージャーの関係で今内藤議員も質問されたのですが、公募でやっていかれると。ただ、午前中のご答弁では教育長に新たに選任される方の人脈をお使いになるということをおっしゃっていたのですが、その人脈を使ってしまつてまたそこはどうなのっていう議論になってきかねないなという部分であるので、しっかりと公募してその人脈で紹介してもらった人にも公募してもらつてという感じではなく、普通に公正公平に公募をして行つのが妥当ではないかなという部分と、本来であれば地域プロジェクトマネージャーは計画上私たちにもこの方にはこの重大な責務を負っていただきたいために3年間を任期として任命したいと我々も同意をしました。なので本来であれば3年間しっかり全うされてからの方が良いのではないかという、この3点なのですが見解を伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 種田教育長が住まわっていた公宅については21日です。

たでしょうか、退去されて今空いた状態で確認していますから、入居するにあたっては若干手直しだったりしなければならぬと思っていましたが、一応今の段階では意向確認したところ現住所地のところから、ご実家からということ聞いていますので、当面はその公宅については使用しないという形になろうかと思えます。

また、学校法人のリズム学園さんですので、当然そういった意味においては、疑念という言葉が使われていましたが、現在もこれまでも井内氏に関係なくはやきた子ども園とは公私連携幼保連携型認定こども園ということで押見理事長が代表になりながら連携し、協定を結びながらもう10年以上の歴史があるということですので、それ以外の何かあった時の疑念ということかもしれないませんが、先ほどまでお答えした中でこれまでの経歴だったり、活動といったところを見ていただければ承知、ご理解いただけるのではないかなと思っています。

あと地域プロジェクトマネージャーの部分については、これまで長い議論になったので種田教育長には申し訳ないのですが言わせていただく部分があります。私としては種田教育長、任期満了ということで先ほど補足説明させていただいたとおり早来学園が昨年開校し、一番種田教育長が心配されていた追分高等学校の存続というところで今回30名を超える者が5月1日に正式には決まりますが、そこが一番気になっておられましたが、そこもケリがついたということでありまして、年齢の部分もありますし、家庭の事情もあって今期ということでありましたから。もう1期というところも私も考えてお願いしていた部分もありますが、そこは任期満了をもってということでありましたので、地域プロジェクトマネージャー現職中でありました井内さんに私の方から事前をお願いをしたということですから、ご本人も当然そのプロジェクトマネージャーは3年間きちんと全うする、そういった思いで昨年任命したわけで、ご本人もそれを受けたわけですが、今回こういった教育のトップの任期満了に伴う後を引き継いでいくということですので、日本一の公教育を目指す町を所信表明の中に書いてありますとおり、生涯学習計画第3期も井内氏には様々な形で大きく関わっていただいているので、教育行政を社会教育、学校教育問わず生涯学習含めて進めて行くためには必要である方であると。そういった中で人脈が道内外にいるということですから、何か一本釣りをして採用するというものではありませんから、手続き的には公正公平な形で公募をかけて次の地域プロジェクトマネージャーを採用していきたいと考えております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 午前中に小笠原議員から提言されて、手順をしっかりと

踏んでからの方が良いのではないかという話も出ていて、地域プロジェクトマネージャーの関係の後任をどうするのか。そして選任した経緯などいろいろ、先に議会に報告してからの提案されたとしてもちょっと私の中ではグレーな部分が残って危険ではないかなというところがありまして。あとで責任を取らなければならなければいいなという思いで質問させていただいているので、賢明なご判断をいただきたいなと思います。

人脈があるのでそこもということで一本釣りではないと町長おっしゃって、事実もしそうだったとしても町民からどのように、今まで全体の話の経緯を見られた時にどのように説明できるかなと思った時に私は説明ができなくなるなと思うものですから、その辺のところも考えていただけたらなと思いますがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 話は至極簡単で、新しく教育長になる方がリズム学園の方で役員等を学園長含めてやってきた方であるから、そこが疑念を持たれるということでもありますから、そこを辞めなくても大丈夫だという弁護士見解をいただいているのですが辞めていただくという形になりますから、そこは町民の方は何も疑念を持つことにはならないということでもあります。

また、地方自治法の関係での請負の業者の支配人だったり、業者を受ける側の者としての心配のご意見もいただきましたが、そういったところからは今回の事案については該当しないと思っていますので、三浦議員の疑念については先ほど繰り返しになりますが、答弁している内容でそこについては問題がないということでご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員どうぞ。

○9番（内藤圭子君） 今の疑念を持たれないというところで、今実際に裁判とか起きていて、それは町民の方が行政とリズム学園のやりとりに納得しなくて裁判を起こしたという事実があるわけで。そのルールは訴えを起こした方がすんなり理解して認められるような約束じゃなかったからではないかなっていうふうに感じて、そこを明確にすることで疑念を持たれないということができるのではないかなと思いますので、そこを本当に契約が明確化されるような方向でお願いしたいと思います。これは意見です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 意見かもしれませんがリズム学園に対して今その訴えをされているとか、裁判があってその疑念があるという問題とこれとは全く関係がないことですし、その話をここですべきではないと思っておりますが、町が直すべきということで直したものがそこはリズム学園で直すべきではないかということの訴えですから、町としてはきちんと対応している。これ対応していないことを指摘されたのであればあれですが、きちんと対応しているということですので、そういった疑念は当たらないのではないかなと思っております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 法解釈で抵触に当たらないとおっしゃったのですが、先ほど小笠原議員の説明によると、昨年の法改正に基づくと抵触するから駄目だとおっしゃっていて、町の見解としては法改正された後の法律を確認しても抵触しないという見解なのか。もしそれが万が一抵触するようであればどのように対応されるのか、そのところお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 弁護士も我々こういった形全て伝えながら一番気を付けなければならないこともご指導いただいて対応しておりますので、法的な部分については問題ないとは思っておりますが、でも更に安全を重ねる上で疑念も生まれないようにするためにリズム学園も辞していただくという形にするわけですから。そういったことでいくと学校法人とは法的な形での役職関係についても途切れるということになりますから。ですから法においても適法である、さらには心配される疑念を断つ意味で今までのリズム学園の方は退任されるということですから、そこも繰り返しになりますが心配には当たらないということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。答弁漏れありましたか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 答弁漏れとは思っていませんが抵触しない、する恐れもないように我々に対応しています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） それでは質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案に同意することに決定しました。

◎ 日程第11 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第2号。

（小笠原議員発言）

○3番（小笠原直治君） ちょっと聞こえなかった。

○議長（多田政拓君） え。

○3番（小笠原直治君） ちょっと早過ぎてわからなかったので、同意する同意しないかについてもう一回。ごめんなさい、失礼。

○議長（多田政拓君） 討論を求めたのですが、討論なしだったので。

○3番（小笠原直治君） ああ、すみません。違うこと考えていました。

○2番（米川恵美子君） 反対意見ありませんかじゃなかった。

○議長（多田政拓君） 意見はありますか。意見がある。

- 3番（小笠原直治君） ええ。
- 議長（多田政拓君） はい、先ほど私の方では、
- 2番（米川恵美子君） 討論ありませんかって言ったけど。
- 議長（多田政拓君） 採決しますということで、討論を求めたのですが、その時が抜けましたか。
- 3番（小笠原直治君） すみません。抜けてましたんで。歳なもんでもう一回。
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。私の方では先ほど討論に入りますということで討論を求めたのですが、討論の時にご意見がありませんでしたので討論なしと認めましたけども。皆さんにお諮りします。討論を認めてよろしいでしょうか。議員の皆さんにお諮りします、討論を認めてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

（賛成議員挙手）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森）

- 議長（多田政拓君） 挙手5名。半々です。それでは半々ですので議長は討論を認めます。

それでは議事を進めていきます。反対意見の方の発言を許します。どうぞ。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） まず理事者の皆さん、議員の皆さん申し訳ありませんでした。すみませんでした。

私は井内さんの選任同意について反対の立場から意見を述べたいと思います。私は井内さんの人間性を問うものではなくて、第一にあれだけ議論してきたプロジェクトマネージャーの仕事を3年間しっかりと遂行していただきたいということ。

2点目は教育長となると、法律によって、地方教育行政法によって幼保連携認定こども園に対する教育長の力の条文が3つに分かれて出ているのです。それは最終的に決めるのは町長なのですが、それは町長に意見を出せる、こうしてほしいとか支援をしてほしいとかこうやってほしいとかっていうのは教育委員会、教育長として町長に意見を出せる、行政法に27年からなっているのです。そうすると私はなぜ懸念をするかということ、ついさっきまで早来リズム学園の園長をやってきて、園長を辞めましたからその分野について本当に割切ってやり切れるだろうかという面がどうしても拭いきれないのです。彼を信頼しているとかの問題ではなくて、そこに居てやってきた人が今度は教育長として、ある意味の権力含めて支援含めてやれるという立場

になるということが私本当に不自然なような気がして、むしろそういうしがらみのない方を教育長にすることが町民にとって誤解を招かれない状況になるだろうと思っているのです。特に私はこういう点に親族だとかについて、きちんと1つの歯止めをかけたりする毅然たる態度をとっていき、何事においても。それは私たち議員にもあります。議員としても何でもできるからいいという範囲ではなくて議員として町民に誤解をされないような形をとるとというのが私は大事だろうと思っています。

そんな意味で、私は井内さんにしっかりと3年間プロジェクトマネージャーとして働いていただきたいと思いますので、この教育長にする同意はできかねません。

- 議長（多田政拓君） ただいま小笠原議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。

- 11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は賛成の立場からお話をさせていただきます。先ほどから質疑応答が午前中からありましたが、皆さんいろいろ質問されましたが、人格的なもの人間性とか経歴については皆さんが認めるどころです。また、その身分関係についていろいろご懸念があるようですが、町長が最初の説明の時にオールクリアの段階で臨んでもらいますときちんと説明しているので、その後に法解釈その他についてやりとりがあったようですが、ちょっと私聞いていて本論から外れているなと思って聞いていました。そういった件で別に問題が無いわけですし、ここからは私個人の考えですが、井内さんについてはこども園の立ち上げだとか震災の時の活躍だとか今の地域プロジェクトマネージャーについても積極的に取り組んでくれている様子を見ると、教育長としてこれから先相応しい方だと思っていますので、本件については賛成します。

- 議長（多田政拓君） それでは今、反対賛成の意見がそれぞれ出ました。他に討論はありますか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 午前中に略歴のところで北海道大学大学院卒業という証明書をいただきましたが、後ほど在籍していたということの証明はしていただきましたが、書いてある字に間違いがあるのではないのでしょうか。

卒業ではないのではないのでしょうか。そういう単純なところの字の間違いをするというところに教育長としての立場を心配するわけなのですが、いかがでしょうか。

○議長（多田政拓君） 米川議員、あの、

○2番（米川恵美子君） あ、すみません。ということで反対をします。

○議長（多田政拓君） 反対の討論ですね。只今反対の討論がありました。次に賛成の方の討論をお願いします。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 若いので、もうちょっと先かなとは少し思っていたのですが、ただ20年来、井内さんという方も知っています。これまで公正公平で教育に励んで来た方だと私は思っていますし、実際そういうふうに来てきたと思います。きっとご本人も一番大変なところに覚悟を持って入っていらっしゃるのではないかなと思いますので、私は賛成の立場からこのような意見を述べさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

〔工藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤隆男議員。よろしいですよ。反対の意見ですか、賛成の意見ですか。

○6番（工藤隆男君） 賛成です。

○議長（多田政拓君） 賛成。反対の方の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから議案第1号、安平町教育委員会教育長の任命の同意についてを採決します。

この採決は安平町議会会議規則81条の規定に基づき議長の裁量により無記名投票とします。会議規則第81条では、議長が必要と認める場合は記名又は無記名の投票で表決を採ると規定されており、反対意見がある中で教育長人事の採決に起立採決は適当ではないと議長は理解していますので、議長の裁量により議案第1号については無記名による投票で採決します。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（多田政拓君） それではこれから議案第1号 安平町教育委員会教育長の任命の同意についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

（出入口閉鎖）

○議長（多田政拓君） 議長を除く只今の出席議員は10名です。次に立会人を指名します。議会会議規則第31条第2項の規定により3番小笠原議員と8番箱崎議員を指名します。それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（多田政拓君） 念のために申し上げます。この投票は無記名投票で行います。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と投票用紙に記載してください。なお、安平町議会会議規則第83条の規定により賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。次に投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（多田政拓君） 投票箱は異常なしと認めます。これから投票を行います。念のためもう一度申し上げます。この投票は無記名投票です。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と投票用紙に記入してください。賛否を表明しない投票及び賛否が明らかではない投票は否とみなします。

投票の順番は議席番号1番 工藤秀一議員から議席番号の順に投票してください。投票を終えたら時計回りに議席を一周して自分の席にお戻りください。準備はよろしいですか。大丈夫ですか。記載終わりましたか。

それでは只今から投票を行います。1番工藤秀一議員から順にお願いします。

（投票）

○議長（多田政拓君） 投票漏れはございませんか。投票漏れ無しと認めます。以上で投票を終了します。

それではこれから開票を行います。立会人の小笠原議員と箱崎議員は開票の立ち合いをお願いします。

(開票)

○議長(多田政拓君) 暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長(多田政拓君) 休憩を解いて会議を開きます。ただいま議長の手元に賛成と反対が同数の報告が届きました。したがって地方自治法第116条第1項の規定により議長が本件について採決します。

議案第1号について、議長は原案に同意します。以上です。

議場の閉鎖を解きます。

(出入口閉鎖解除)

◎ 日程第11 議案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第11、議案第2号 安平町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。提案説明を求めます。

[岡総務課長挙手]

○議長(多田政拓君) 総務課長。

○総務課長(岡康弘君) こちらも議案に入る前に次のページになりますが、現委員の構成のところ、種田教育長と守屋委員の任期開始日のところが平成となっているところを令和にご修正お願いします。誠に申し訳ございません。では提案説明に入ります。議案第2号朗読

議案第2号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和6年4月30日提出

安平町長 及川 秀一郎

1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者

山 根 弘 文 令和6年5月1日満了

2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者

山 根 弘 文 令和6年5月2日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めため提案するものである。

こちらは任期満了に伴う再任で今回2期目となります。なお、任命しようとする方の住所、生年月日、職業、略歴については次のページに記載のとおりです。

また、任期については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により令和6年5月2日から令和10年5月1日までの4年間となります。

以上、ご説明申し上げご審議の上ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案に同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案に同意することに決定しました。

◎ 日程第12 議案第3号

- 議長（多田政拓君） 日程第12、議案第3号 安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
○総務課参事（池田恵司君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安平町条例第27号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例の制定について提案するものである。

条文の朗読を省略して条例制定の趣旨及び条例改正の内容などをご説明します。

はじめに条例制定の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法では個人番号を利用できる事務を別表第1で、そして個人情報を提供できる事務を別表第2で規定していましたが、よりスピード感を持った対応を可能とするため別表

第1に規定されている事務に準ずる事務であれば法律に規定がない事務についてもマイナンバーの利用を可能にするとともに、情報連携ができる個人情報を定めた別表第2を削除しまして下位法令で規定するよう法改正がなされたことに伴い条例の一部を改正するものです。

続きまして条例改正の内容をご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。まず第1条は法改正で特定個人情報の提供に関する規定が移動したことにより法第19条第10号を法第19条第11号に改め、法別表第2が削除されることに伴って第2条第6号で特定個人番号利用事務の定義を同第7号で利用特定個人情報の定義を追加するものです。第4条第1項及び第3項は法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改め、第5条第1項の法第19条第10号を法第19条第11号に改めるものです。

最後にこの条例の施行期日については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からとするものですが、先日、政令第169号においてこの日にちは令和6年5月27日と決定されたところです。

以上でご説明を終わりますのでご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら条例改正の関係で改正後にはどのように変わっていくのか。もし万が一情報漏洩などがあった時の対応を含めどのように変わっていくのか確認をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 只今ご説明しましたとおりマイナンバーを利用することができる者というのはこれまで法律の方で定めていましたが、よりスピード感を持った対応ができるようこれまでの法律に準じる事務であればその特定個人情報を利用できることになっていますので、それに基づいた改正です。

今議員のご質問にありました情報漏洩の関係ですが、この一部改正によりまして取り扱いが変わるということではなく、情報のセキュリティ等扱いに

関してはこれまで同様の取り扱いになりますので、機密が漏れることは今後
も無いと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） マイナンバー取得率はどれぐらいなのでしょう。マイ
ナンバーカードを持っていない方に対しては町としてはどのような対応
をしていくのか、その辺伺います。

○議長（多田政拓君） どなたか答弁ありますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 取得率について今日資料を持ち合わせてお
りません。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 私も直近のは持っていませんが、ほぼ国と同じ75%で
推移していましたので、マイナンバーの取得を更に利用率を高める、また取
得率を高めるために以前にもご説明したコンビニエンスストアで住民票だ
ったり印鑑証明を取れるように、そういった改善を行ってきたり、また、様々
な免許更新でも自宅でも講習が受けられるといったお話だったりPRも私
もいろんな総会に行った際に提供していきながら、持つことがこんなにも便
利になっていくのですよといったPRを引き続き行っていきたいと考えて
います。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 高齢者はそういう手続きや何かがよくわからないもの
ですから、離れて暮らすお子さんにしてもらったとかマイナンバーカードを
取得したとかっていうお話を聞くのですが、ただそれがどれほど自分の生
活に関わってくるものか、必要なものなのかっていうことへの理解があまりで

きていないみたいで、何か大事にしなければならないという心の重荷みたいなものが1つ増えたということを言っている方もいらっしゃるのですが、これからは行政のスピード化だとかで必要なことだろうと思うのですが、そういうふうにして理解があまり進んで、追いつかないという高齢者への対応について何か指導するとか説明するとか、そういう機会をこう利用するのですよと教授するような場面を作っていって、そして町の行政のスピード化につなげていけるようにしていったらいいのではないかと思いますけど、そういう場面は作るつもりはないのでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどに加えて今お年寄りの方、やはり病院に行くケースが多いわけですが、安平町内の渡邊医院、あびら追分クリニック、これも両方とも電子カルテを既に導入し、そしてマイナンバーカードの保険証としての利用も国は進めていますから、こういったところにも既に安平町の診療所は対応しているということも周知をしていきながら利用率だったり取得率を高めていきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私も医療機関を利用するにあたってマイナンバーカードをお持ちですかと急に言われたのですよね。だから大事な物ですし持ち歩くのもどうかなと思って持っていなかったもので、だから事前にそういうふうにして利用できますよって、持ってきていただきたいみたいな、そういう教えというか指導ということも各機関に町の方として申し入れをしておいた方がいいのではないかなと。そして高齢者にも協力を願っていくという施策も必要ではないかなと思うのですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 繰り返しになりますが様々な機会を通じながら取得率の向上に努めて参りたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第4号 安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年安平町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度介護報酬改定に関して指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、一部改正の趣旨及び新旧対照表によりご説明します。今回提案いたします条例の一部改正につきましては、令和6年度の介護報酬改定に合わせ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、介護サービスに関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。新旧対照表は13ページからなる改正を行います。別添資料は表形式で改正点をまとめておりますのでこの後の説明にあわせてご参照願います。

まず、第2条は参照する法律の条項を整理するものです。

続く第3条は第4項で文言の整理、第5項で利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要な体制の整備、研修実施等の措置を義務付けるもので、第6項は科学的介護情報システム等の活用とPDCAサイクルの推進を推奨するものです。

続く第5条は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の介護支援専門員の配置に関する基準を追加するものです。

続く第6条は、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者に関する基準を追加するもので、第3項で主任介護支援専門員を原則としながらも、やむを得ない理由がある場合には介護支援専門員を管理者とすることができるとし、第4項で管理者が兼務できる場合を定めるものです。

続く第7条は、第2項、第3項で文言の整理、第4項第2号で利用申込者等に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について、磁気ディスク、CD-ROMを電磁的記録媒体に改めるものです。

続く第13条は、第2項、第3項で指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定の介護予防支援を行うに当たって必要な規定の整備を行うものです。

続く第14条から第16条までは参照する条項及び文言の整理をするものです。

続く第20条は、事業の運営について重要事項に関する規程である運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めることを求めるものです。

続く第21条は、第4項で介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

続く第21条の2は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものです。

続く第23条の2は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施といった取組を義務付けるものです。また、委員会の開催についてはテレビ電話等を活用しての実施を認める改正も含まれています。

続く第24条は、第2項で利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所での掲示だけではなく事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とし、第3項で事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものですが、附則で1年の経過措置を設けることとしております。

続く第29条の2は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。また、第23条の2と同様にテレビ電話等の活用も含まれています。

続く第31条は、第3号で身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け、その他条項や文言の整理をしております。

続く第33条は、第2号の2及び第2号の3で身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもので、第9号でサービス担当者会議でのテレビ電話等を活用しての実施を認めるもので、第16号で一定の要件を設けた上で少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する時は利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもので、第29号では町において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を町に情報提供することとするものです。

続く第35条は準用規定で参照する条項の整理を行うものです。

最後に第36条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルール解消を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存・交付について原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化

するものです。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしく願いいたします

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 31条ですが。1条の3ですね。第33条の第2号の3の規定による身体拘束その他利用者の行動制限する行為と云々書かれていますが、ここで言うこの身体拘束について具体的なことが書かれていないということは、絶対私は身体拘束は絶対あってはならない、どんな場合でもあってはならないと思っているものですからね。この辺のところは細かくどのように指導していくのか。この条例にだけではわからない部分をどのように介護者に理解させていくのか、その辺のところ伺います。できればこの拘束することをできるというところは削除してほしいと思うのですがどうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらの改正は国の法律が改正されたことにより町で条例の部分を改正するものですが、基本的には身体拘束は原則してはならないということですが、状況によっては拘束しなければならない場合もありまして、それは個々にその時の状況に応じて施設の方で他の方に危害が及ぶとか、そういったこともありますので、そこは施設の方できちんと情報を記録してその時の情報を役場に提出してもらって判断することになっています。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

- 2番（米川恵美子君） 状況に応じてって言っていますが、ただこれ今課長の説明では例として他の人に危害を与える場合ということをおっしゃいましたけど、町独自の判断でこの条例は直せないというのか。この部分を削除するというわけにはいかないのでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 基本的には町の方で勝手に削除したりはできないものとなっていますし、その先ほど申しましたとおり他の方に危害を加えるといった場合でも拘束をしないということはできないものと考えていますので、この条例についてはそのまま施行させていただきたいと考えています。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第5号

- 議長（多田政拓君） 日程第14、議案第5号 安平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第5号朗読

議案第5号

安平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

安平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条
例（平成30年安平町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度介護報酬改定に関して指定居宅サービス等の事業の人員、設備及
び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改
正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、一部改正の趣旨及び新旧対照表によりご説明し
ます。今回提案いたします条例の一部改正につきましては、令和6年度の介
護報酬の改定にあわせ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
する基準等の一部を改正する省令が公布され、介護サービスに関する基準が
改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。新旧対照表は13ペ
ージからなる改正を行いますが、別添資料は表形式で改正点をまとめており
ますので、この後の説明にあわせてご参照願います。

まず第2条は、第4項で文言の整理、第5項で利用者の人権の擁護、虐待
防止等の観点から必要な体制の整備、研修を実施等の措置を義務付けるもの
で、第6項は科学的介護情報システム等の活用とPDCAサイクルの推進を
推奨するものです。

続く第4条は、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、事
業所ごとに1以上の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準
について、第2項で原則要介護者の数に要支援者の数の3分の1を乗じた数
を加えた数が44またはその端数を増すごとに1とし、第3項で居宅介護支援
事業者と居宅サービス事業者等との間で、居宅介護サービス計画に係るデー
タを国民健康保険中央会システムを活用して送受信し、かつ事務職員を配置
している場合は、要介護者の数に要支援者の数の3分の1を乗じた数を加え

た数が49またはその端数を増すごとに1とするものです。

続く第5条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効果的、効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

続く第6条は、第3項で事業者の負担軽減を図るため、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合や同一事業所によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とし、第5項は利用申込者等に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について、磁気ディスク、CD-ROMを電磁的記録媒体に改めるもので、その他は項番が変わることによる改正です。

続く第8条は、文言の整理、第15条は第3号及び第4号で身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもので、第11号ではサービス担当者会議でのテレビ電話等を活用しての実施を認めるもので、第17号は人材の活用及び居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、1月に1回の利用者の居宅を訪問して行うモニタリングについて、一定の要件を設けた上で少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするもので、第23号は区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入するものです。その他は文言整理や号の番号が変わることによる改正です。

続く第20条は、事業の運営についての重要事項に関する規程である運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を定めることを義務付けるもので、その他、号の番号が変わることによる改正です。

続く第21条は、第4項で介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

続く21条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものです。

続く第23条の2は、感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施といった取組を義務付けるものです。また、委員会の開催についてはテレビ電話等を活用しての実施を認める改正も含まれています。

続く第24条は、第2項で利用者の利便性の向上や介護サービス事業者の業

務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とし、第3項で事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けするものですが、附則で1年の経過措置を設けることとしております。

続く第29条の2は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。また、第23条の2と同様にテレビ電話等の活用も含まれています。

続く第31条は、第3号で身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け、その他、号の番号が変わることによる改正です。

続く第32条は、準用規定で準用する条項等の整理を行うものです。

最後に第33条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルール解消の観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について原則として電磁的な対応を認めることとしその範囲を明確化するものです。

以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第6号

- 議長（多田政拓君） 日程第15、議案第6号 安平町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第6号朗読

議案第6号

安平町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年安平町条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度介護報酬改定に関して指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、一部改正の趣旨及び新旧対照表によりご説明します。今回提案いたします条例の一部改正につきましては、令和6年度の介護報酬の改定に合わせ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、介護サービスに関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。対照表は72ページからなる改正を行います。別添資料は表形式で事業ごとに改正点をまとめておりますので、この後の説明にあわせてご参照願います。

まず第3条は、第3項で利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制の整備、研修を実施等の措置を義務付けるもので、第4項は科学的介護情報システム等の活用とPDCAサイクルの推進を推奨するものです。次から第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護となります。町内では実施している事業所はない事業となります。

第6条は、参照する条項の整理及び文言の整理となっております。

続く第7条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくとも差し支えない旨を明確化するものです。

続く第8条は、文言整理。

続く第9条は、第2項第2号で利用申込者等に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について、磁気ディスクCD-ROMを電磁的記録媒体に改めるものです。

続く第14条は、文言整理。

第16条及び第17条は、参照する条項の整理。

続く第24条は、第8号及び第9号で身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもので、その他は号の番号が変わることによる改正です。

続く第31条は、事業の運営についての重要事項に関する規程である運営規定に虐待の防止のための措置に関する事項を定めることを義務付けるもので、その他、号の番号が変わることによる改正です。

続く第32条は、第5項で介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

続く第32条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものです。

続く第33条は、第3項で感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施といった取組を義務付けるものです。また、委員会の開催についてはテレビ電話等を活用しての実施を認める改正も含まれています。

続く第34条の第1項は文言整理。第2項で利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とし、第3項で事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けするも

のですが、附則で1年の経過措置を設けることとしております。

続く第39条は、介護・医療連携推進会議の開催についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第40条の2は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付けるものです。また、第33条と同様にテレビ電話等の活用も含まれています。

続く第42条は、第2項第5号で身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け、その他文言整理及び号の番号が変わることによる改正です。

第43条は文言整理による改正となっております。

次から第3章の夜間対応型訪問介護となります。町内では実施している事業所は無い事業となります。なお、これ以後第9章にかけてはそれまでに説明したものと同一内容の改正箇所もございますことから、その部分については簡潔に説明させていただきますのでご了承いただきたいと思います。

続く第47条は、地域の実情に応じて既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、オペレーターについては(1)から(11)の各施設の併設施設等の職員と兼務すること、また、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能としております。

続く第48条は、管理者の兼務についての改正です。

続く第51条は、第5号と第6号で身体的拘束等の適正化の推進にかかる改正です。

続く第55条は、運営規程についての改正です。

続く第56条は、第2項及び第3項で地域の実情に応じて既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託することや、複数の事業所間で通報の受付を集約化することを可能とする改正で、第5項はハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第57条は第2項で事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとするものです。

続く第58条は、身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第59条は準用規定で、文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第3章の2の地域密着型通所介護となります。町内では実施している事業所は無いです。

続く第59条の4は管理者の責務についての改正です。

続く第59条の9は第5号と第6号で身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第59条の12は運営規程についての改正です。

続く第59条の13は第3項で認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者介護に直接携わる職員のうち医療福祉関係の資格を有さない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けるもので、第4項はハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第59条の15は第2項で、災害の対応においては地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が義務付けられている介護サービス事業者を対象に避難等訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものです。

続く第59条の16は、感染症対策の強化についての改正です。

続く第59条の17では第1項で運営推進会議について、テレビ電話等を活用しての実施を可能とするものとしております。

続く第59条の19は、身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第59条の20及び第59条の20の3は、準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

第59条の24以降は、療養通所介護事業についての改正となります。第59条の24は管理者の兼務についての改正です。

続く第59条の30は、第3号と第4号で身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第59条の34は運営規程についての改正です。

続く第59条の36は第1項で運営基準において実施が求められる各種会議等について感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者等が参加せず医療介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第59条の37は、身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第59条の38は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第4章の認知症対応型通所介護となります。町内ではデイサービスセンターサックルで実施している事業となります。

第62条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、単独型及び併設型認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

続く第64条及び第65条は、参照する条項の整理及び文言の整理となっております。

続く第66条は共用型認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差

し支えない旨を明確化するもので、また、事業所の管理上支障がない場合は本体施設・事業所の職務と併せて当該事業所の他の職務に従事することを可能とするものです。

続く第70条は、第5号と第6号で身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第71条は文言整理です。

続く第73条は、運営規程についての改正です。

続く第79条は、第42条と同様の身体的拘束等の適正化の推進に係る改正です。

続く第80条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第5章の小規模多機能型居宅介護となります。町内では小規模多機能型居宅介護事業所「華たば」で実施している事業となります。

第82条は第6項で介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、介護職員の兼務を可能とする改正です。その他は文言整理及び参照する法律の条項を整理するものです。

続く第83条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から小規模多機能型居宅介護の管理者による他の事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととするものです。その他は文言整理によるものです。

続く第87条は、サービス担当者会議でのテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第92条は、第7号で身体的拘束等の適正化のための措置として委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるもので、附則で1年間の経過措置を設けることとしております。その他は文言整理によるものです。

続く第100条は、運営規程についての改正です。

続く第101条は第2項で過疎地域等において地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には登録定員及び利用定員を超えることを可能とする改正です。

続く第106条の2は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもので、附則で3年間の経過措置期間を設けることとしております。

続く第107条は文言整理で、第108条は準用規定で文言整理及び準用する条

項等の整理を行うものです。

次から第6章の認知症対応型共同生活介護となります。町内ではグループホームさかえ、グループホームふるさとおいわけ、グループホーム安平の郷で実施している事業となります。

第110条は、第1項で1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から3ユニットの場合であって各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするもので、第5項では人材の有効活用を図る観点から介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものです。第9項は地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点からユニット数を弾力化するとともにサテライト型事業所の基準を創設するもので、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするもので、その他は項番が変わることによる改正です。

続く第113条では経営の安定性の観点からユニット数について原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているところ、これを1以上3以下とするものです。

続く第117条は、第7項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。第8項では認知症グループホームでは外部評価と運営推進会議の双方で第三者による評価が行われていますが、業務効率化の観点から既存の外部評価は維持した上で自己評価を行い、これを運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

続く第121条は、管理者の兼務についての改正で、続く第122号は運営規程についての改正です。

続く第123条は認知症介護基礎研修の受講の義務付けとハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第125条は、第2項で高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入所者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応及び診療する体制が常時確保されている協力医療機関を定めるよう努めることとし、第3項では1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに当該協力医療機関の名

称等について町へ届け出ることを義務付けるものです。第4項では新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするもので、第5項では協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものです。第6項は入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合には速やかに再入所させることができるよう努めることとするものです。

続く第127条は文言整理で、続く第128条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第7章の地域密着型特定施設入居者生活介護となります。町内では実施している事業所はない事業となります。

第130条は第7項で文言整理、第11号でテクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性の向上の取組みにあたって必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組みにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上であることとする改正となります。

続く第131条は管理者の兼務についての改正で、続く第138条は第6項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用して実施を認めるものです。

続く第145条は運営規程についての改正で、続く第146条は認知症介護基礎研修の受講の義務付けとハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第147条は協力医療機関との連携体制の構築についての改正で、続く第148条は文言整理で、続く第149条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第8章の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護となります。町内では早来陽光苑で実施している事業となります。

第151条は、地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組みを推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に十分配慮しつつ、地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待できる場合であって、入所者の処遇に支障がない時は栄養士を置かないことを可能とし、サテライト型居住施設において本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライ

ト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められる時は、生活相談員を置かないことを可能とする改正、従来型とユニット型を併設する場合において入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする改正、栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行う観点から、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付ける改正となっております。

続く第152条は文言整理で、続く第157条は第6項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第158条は第6項でサービス担当者会議についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第163条の2は、栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行う観点から、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求めるものです。

続く第163条の3は、口腔衛生管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求めるものです。

続く第165条の2は、介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また1年に1回以上見直しを行うことを義務付けるものです。

続く第166条は管理者の職務についての改正で、続く第167条は文言整理で、続く第168条は運営規程についての改正です。

続く第169条は、認知症介護基礎研修の受講の義務付けとハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第171条は、第2項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるもので、第2項第3号では感染症対策の強化についての改正です。

続く第172条は、協力医療機関との連携体制の構築についての改正で、続く第175条は第1項第3号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるもので、第1項第4号で介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けるものです。

続く第176条は文言整理で、続く第177条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

続く第180条は、施設系サービスにおける個室ユニット型施設についてケアの質を維持しつつ人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行のおおむね10人以下から原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとし、ユニット型個室的多床室について感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から新たに設置することを禁止するものです。

続く第182条は、第8項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第186号は運営規程についての改正で、続く第187条は第4項で認知症介護基礎研修の受講の義務付けの改正、第5項でユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者はユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするもので、第6項でハラスメント対策の強化についての改正となります。

続く第189条は、準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第9章の看護小規模多機能型居宅介護となります。町内では実施している事業所は無い事業となります。

第191条は文言整理で、続く第192条は管理者の兼務についての改正です。続く第197条は第1号で全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護サービス拠点での通い・泊りにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うもので、第7号で身体的拘束等の適正化の推進についての改正となり、その他は号の番号が変わることによる改正です。

続く第201条は文言整理で、続く第202条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

最後に第203条は、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について原則として電磁的な対応を認めることとしその範囲を明確化するものです。

以上、ご説明申し上げご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） ここで15時まで休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第16 議案第7号

○議長（多田政拓君） 日程第16、議案第7号 安平町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第7号朗読

議案第7号

安平町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

安平町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年安平町条例第8号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和6年度介護報酬改定に関して指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する事業等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、一部改正の趣旨及び新旧対照表によりご説明します。今回提案いたします条例の一部改正につきましては令和6年度の介護報酬の改定にあわせ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、介護サービスに関する基準が改正されたことに伴い所要の改正を行うものであります。対照表は27ページからなる改正を行いますが、別添資料は表形式で事業ごとに改正点をまとめておりますのでこの後の説明にあわせてご参照願います。

まず第3条は、第3項で利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制の整備、研修を実施等の措置を義務付けるもので、第4項は科学的介護情報システム等の活用とPDCAサイクルの推進を推奨するものです。

次から第2章の介護予防認知症対応型通所介護となります。町内ではデイサービスセンターサックルで実施している事業となります。

第6条は提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から単独型及び併設型介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

続く第8条及び第9条は、参照する条項の整理及び文言の整理となっております。

続く第10条は、第6条と同様に共用型介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するもので、また事業所の管理上支障がない場合は本体施設・事業所の職務と併せて当該事業所の他の

職務に従事することを可能とするものです。

続く第11条は、利用申込者等に対する重要事項を記した電子情報の交付方法について磁気ディスクCD-ROMを電磁的記録媒体に改めるものです。

続く第27条は、事業の運営についての重要事項に関する規程である運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めることを義務付けるもので、その他、号の番号が変わることによる改正です。

続く第28条は、第3項で認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療福祉関係の資格を有さない無資格者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付け、第4項で介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求めることとするものです。

続く28条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものです。

続く第30条は、第2項で災害の対応においては地域と連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が義務付けられている介護サービス事業者を対象に避難等訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするものです。

続く第31条は、第2項で感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施といった取組を義務付けるものです。また、委員会の開催についてはテレビ電話等を活用しての実施を認める改正も含まれています。

続く第32条は、第2項で利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所での掲示だけでなく事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とし、第3項で事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けするものですが、附則で1年の経過措置を設けることとしております。

続く第37条の2は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務付けるものです。また、第31条と同様にテレビ電話等の活用も含まれています。

続く第39条では、第1項で運営推進会議について第31条と同様にテレビ電話等を活用しての実施を可能とするものとしております。

続く第40条は、第3号で身体的拘束等を行う場合の記録を義務付け、その他文言整理及び号の番号が変わることによる改正です。

続く第42条は、第10号で身体的拘束等の適正化を推進する観点から利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、第11号は身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるもので、その他は号の番号が変わることによる改正です。

次から第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護となります。町内では小規模多機能型居宅介護事業所「華たば」で実施している事業となります。なお、これ以後第4章にかけては第2章と同じ内容の改正箇所もございますことから、その部分につきましては簡潔に説明させていただきますのでご了承くださいと思います。

第44条は、第6項で介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、介護職員の兼務を可能とする改正です。その他は文言整理及び参照する法律の条項を整理するものです。

続く第45条は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととするものです。その他は文言整理によるものです。

続く第49条はサービス担当者会議でのテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第53条は第3項で身体的拘束等の適正化のための措置として委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるもので、また、委員会の開催についてはテレビ電話等を活用しての実施を認める改正も含まれています。また、附則で1年間の経過措置を設けることとしております。その他は文言整理によるものです。

続く第57条は運営規程についての改正で、続く第58条は第2項で過疎地域等において地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町が認めた場合に人員・設備基準を満たす条件として登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には登録定員及び利用定員を超えることを可能とする改正です。

続く第63条の2は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるもので、附則で3年間の経過措置期間を設けることとしております。

続く第64条は文言整理で、続く第65条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。

次から第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護となります。町内では

グループホームさかえ、グループホームふるさとおいわけ、グループホーム安平の郷で実施している事業となります。

第71条は第1項で1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ人材の有効活用を図る観点から3ユニットの場合であって各ユニットが同一階に隣接しており職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で安全対策をとっていることを要件に例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できるとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とするもので、第5項では人材の有効活用を図る観点から介護支援専門員である計画作成担当者の配置についてユニットごとに1名以上の配置から事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものです。第9項は地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点からユニット数を弾力化するとともにサテライト型事業所の基準を創設するもので、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするもので、その他は項番が変わることによる改正です。

続く第72条は第1項で管理者の兼務についての改正で、第2項では第71条第9項と同様にサテライト型事業所の基準を創設するもので、本体事業所との兼務により管理者を配置しないことができるようにするもので、その他は項番が変わることによる改正です。

続く第74条では経営の安定性の観点からユニット数について原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているところ、これを1以上3以下とするものです。

続く第78条は第3項第1号で委員会についてテレビ電話等を活用しての実施を認めるものです。

続く第79条は管理者の兼務についての改正で、続く第80号は運営規程についての改正です。

続く第81条は認知症介護基礎研修の受講の義務付けとハラスメント対策の強化についての改正です。

続く第83条は第2項で高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、入所者の病状が急変した場合に医師又は看護職員が相談対応及び診療する体制が常時確保されている協力医療機関を定めるよう努めることとし、第3項では1年に1回以上協力医療機関との間で入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について町へ届け出ることを義務付けるものです。第4項では新興感染症の発生時に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生

時等の対応を取り決めるよう努めることとするもので、第5項では協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものです。第6項は入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し退院が可能となった場合には速やかに再入所させることができるよう努めることとするものです。

続く第85条は文言整理で、続く第86条は準用規定で文言整理及び準用する条項等の整理を行うものです。続く第87条は第2項で認知症グループホームでは外部評価と運営推進会議の双方で第三者による評価が行われているが、業務の効率化の観点から既存の外部評価は維持した上で自己評価を行い、これを運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするものです。

最後に第91条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルール解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について原則として電磁的な対応を認めることとしその範囲を明確化するものです。

以上、ご説明申し上げご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第8号

○議長（多田政拓君） 日程第17、議案第8号 令和6年度安平町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第8号朗読

議案第8号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第1号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

デジタル田園都市国家構想交付金事業費の計上により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第8号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,594,235千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算第1号について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入ではデジタル田園都市国家構想交付金の内示による5877万4000円の補正など、歳出では交付金採択による事業費2230万1000円の補正などとなっております。

それでは歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費は、長期継続契約が満了した例規データベースシステムの更新契約にあたり、実施したプロポーザルにより委託業者が変更となったものの更新に係る移行準備期間中は現行システムとの並行稼働が必要で、9月までは使用する更新前システムのうち月割りで案分できない費用が生じたことにより予算が不足するため増額するもの。2目電子計算費は、デジタル田園都市国家構想交付金が採択となったため、新たにスマートワーク産業育成事業及びブランディング推進事業を計上するもので、6目文書広報費は、デジタル田園都市国家構想交付金が採択となったため財源振替をするものです。7目財産管理費は当初予算要求において委託料の消費税分で計上漏れがあったため増額をするものです。誠に申し訳ございませんでした。8ページ、10目企画費(1)地域公共交通対策事業10節は購読している新聞の値上げのため増額するもの。18節は公共交通事業の運転手として活動する協力隊お出かけ円滑化支援員1名の着任に伴い、早来地区のハイヤー事業を復活するため町内交通事業者に対して車両導入に係る経費の8割を補助するものです。(2)デマンド交通運行事業は公共交通事業の運転手として活動する協力隊お出かけ円滑化支援員1名の着任に伴い、追分ハイヤーの管理車両が5台を超え、運行管理者及び整備管理者の選任が必要となることから、運行管理者等の手当分及び諸経費率の見直しを行ったことによる増額で、(3)地域おこし協力隊活用事業は、公共交通事業の運転手として活動する協力隊お出かけ円滑化支援員の残り1名枠の人材を獲得するため有料求人広告費用を計上するものです。

3款民生費1項5目ぬくもりセンター施設費は、ぬくもりの湯の再開時に施設内の暖房とお風呂への給湯のためにボイラーをフル稼働したところ温水の温度が上がりにくい状態となり、点検の結果、ボイラー内の熱交換器の性能が低下しており早急に熱交換器の交換が必要となったため、修繕料を計上するものです。9ページ、介護支援費は介護保険事業特別会計補正予算に伴う事務費繰出金の補正です。

4款衛生費1項1目地域保健費は、新たに申請が見込まれる地域医療提供

体制維持費補助金の計上です。3項1目水道費は水道事業会計補助金で、デジタル田園都市国家構想交付金の採択となったスマート水道検針事業の国庫補助金分を計上するものです。

10ページ、7款商工費1項1目商工業振興費は、安平工業団地に立地する企業の社名が変更されたため案内看板の更新工事を行うもの。2目観光費、8節は首都圏物産PR事業への参加に伴う旅費の計上で、18節は参加負担金の計上です。

8款土木費4項2目公園費は、会計年度任用職員の人数不足により草刈等の作業に支障をきたすことから民間業者に一部委託を行うため増額するもの。11ページ、5項1目住宅管理費は整備不良に伴い発生した漏水に係る下水道使用料の増額です。

12ページにまたがる10款教育費1項2目事務局費は、会計年度任用職員に係る人件費の計上誤りによる不足分の増額で、3目義務教育振興費は負担金が当初予算の計上額を超えたため増額するもの。4目教育振興費は会計年度任用職員に係る人件費の計上誤りによる不足分の増額です。3項1目学校管理費及び13ページ4項1目学校管理費は、当初予算で計上漏れがあったはかりの定期検査に係る手数料を計上するもので、これについても先ほど同様計上漏れがありましたことお詫び申し上げます。5項3目公民館費はデジタル田園都市国家構想交付金が採択となったため財源振替をするものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、デジタル田園都市国家構想交付金事業に交付されるもので内訳は説明欄に記載のとおりです。

6ページ、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整によるもので、3目まちづくり基金繰入金及び6目ふれあい基金繰入金は歳出補正に伴いそれぞれ充当するものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7168万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9423万5000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 8ページの10目の企画費の中で18節負担金補助金及び交付金のハイヤー車輛の購入の補助金なのですが、先ほど8割を負担するということでしたが、こういう形になりますと、またどこかで増やしたいと

要望があれば増えるということになるのか。この新たに買わなくてはいけない部分だけ、これから先も1台だけということなのか。この決まりがよくわからないのですが、この協定というか項目について説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 只今の補助金の考え方の部分についてお答えします。まず8割補助の考え方を説明します。早来地区での営業に関する過去実績では収支が合わず、ハイヤー会社が廃業だったり途中で撤退という厳しい現状です。そうした中、安平町のような過疎地域におけるハイヤー事業の必要性は町民生活の移動の足として公共性が認められることを鑑みましてこうした公共性の高い事業に関する町の補助事業であり、自治会町内会やNPO法人等を対象に支援するまちづくり事業支援交付金、これに準ずる形で8割と設定した背景があります。

また、この補助金が単発なのかということです。そこについても今回協力隊の方が6月1日に着任予定だということで迎えるにあたり、車を確保していこうということを追分ハイヤーの方と協議しているところです。そうした点について、過去も事業を中止している、コロナになって車輛を持っていないということもありまして、6月1日着任以降早急に車輛を確保しようという考え方から今回の補助設定した部分でして、今後協力隊が来たとしても早来地区におけるハイヤー事業はかなり厳しいものが想定されると会社の方も役場担当の方も考えていまして、現状としては単発の事業に収まるという見通しです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 7ページの2目電子計算費の12節委託料のところなのですが、こちらスマホ教室と地域ブランディングをもう少し詳しく説明していただけますか。時期であるとか回数であるとか対象者は誰であるとか、お願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず1つ目、スマホ教室等運營業務委託料ですが、この内容についてはスマートワーク産業育成事業ということでITの人材育成を行うリスクリング事業を予定しています。リスクリングとは能力の開発、再教育という意味ですが、このリスクリング事業を2種類考えていまして、まず短期のプログラムが大体3か月程度のITに関する研修を受けていただいて、それをリモートワーク、自宅での就職というかそのような業務が家でもできるような能力を開発していただくというのが短期のプログラムが1点と、もう1つが長期のプログラムということでこれは大体2年から3年という長期のプログラムを考えていまして、そういった企業の一員として自宅で仕事をするとか、また、起業を行って自分での仕事をする人材を育成するとともに、そのような方を地域の他の方にも教育ができるような能力も身につけていただければという事業を考えています。人数についてはこれからプロポーザル等委託して実施するものになっていますので、まだ具体的に何名とはないのですが、大体5名から10名程度をそれぞれでいけるのかなと考えています。

もう1つ、地域ブランディング業務委託料ですが、これは安平町子育てに力を入れているところをより発展しまして、子育て、また仕事もなかなか多くはないところで子育てをしながら仕事の両立、先ほどのスマートワークにも通ずるところですが、安平町をそういう町だということブランド化して対外的にPRをしてブランディングを推進していく、今回1年目というところで今年度については、これも委託はこれからになりますがプロポーザル等でアイデアをいただきながらどのような内容で、また方法でブランド化していくかの内容を進めていきたいと考えているところです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ハイヤーの購入の関係含めて早来地区にハイヤーが無いという中で、以前、山口参事から説明がありまして、二種免許を含めて地域おこし協力隊を募集して運転手としていきたいと説明されていました。それで今回1名見つかってやるということなのですが、私が心配しているのは給与体系なのです。大体地域おこし協力隊は16万が基本ベースになっていて、それがいざ動き始めた時点にどのぐらいまで給料の水準を上げていくのかね。それとその後なのです、3年間終わった後の方が定着してもらわなかったらまた困るという現状の中では本当に現行のハイヤー会社がそれだけの賃金を払える体制というのはなり得るのかということで、ここ辺りの見

通しだとか3年で辞めたら新しい人を呼んでやるという方法論もありますが、そんな意味ではせっかく来て地元に着任していただいて、ハイヤー業務をやっていただきたいならば、給与体系含めてどのような考え方、ハイヤー会社とどのような考え方で詰めていくのかその点伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今回のハイヤー事業に係る隊員の取り扱いについてですが、安平町で着任する方の協力隊については現在3類型に分類しています。1つはあびら教育プランのような形で着任しています指定課題突破型、もう1つはファンファーレあびら起業家カレッジでやっています商業者誘致型、そして今回ハイヤーの部分で入るところ、また、例で言いますと介護事業所にも入っているところであります企業経営強化型という形になっています。今回は企業経営強化型ということでして、企業ニーズとの擦り合わせもしながら進めているところです。具体的に申し上げますと、3年後はその企業に就職することを前提とした形での協働型の協力隊の受け入れという形になっています。企業と町の部分で言いますと協働協定を事前に結んでいまして、可能な限りそれは当然隊員の意思を尊重することが前提ですが、3年後は職員として迎えることを前提として育成しながら一緒に働いていこうという協定書を結んでいるところです。

もう1点の最初にご質問のありました給与体系です。こちらについては非常に悩ましいところが現状でして、協力隊員の年収の設定の水準と、実際企業に入った場合にお支払いできる給与水準に差があるケースがございます。こちらについて現状は事前にそういうことを隊員の方にもお知らせしながらその部分をどのように改善していくかということも踏まえて全て情報提供しながら3年後に向かってやっていこうという現状でして、給与部分については課題を残している現状です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページ。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 9ページの地域医療提供体制維持補助金についての3000万の計上ですが、これは安平町地域医療提供体制維持費補助金交付金要綱に基づいてのことだろうと思っています。それで第3条の中の別表による8番目の事業だろうと私は理解しています。その中に書かれているのは、その他の法令又は要綱等の補助対象にならない経費について、町からの支援がなければ医療その他医療機関の安定した経営や医療従事者の安定した雇用が見込めない医療機関、というふうにお金を出す時に事由として出されています。ということは、まさに当該医療機関は破綻の状況であると私は認識しています。町の支援がなければ安定した経営や医療従事者の安定した雇用が見込めなくなった要因と3000万円の補助の根拠について伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 今回の3000万円の予算計上の関係ですが、今小笠原議員がおっしゃられたとおり、安平町地域医療提供体制維持費補助金交付要綱、こちらの要綱をもとに支出をしようとしているものでして、今議員がおっしゃったとおり項目については安定した経営という部分が該当になるところでして、今回こちらの方は当初予算の方でこの項目計上していませんでしたが、医療機関の方からご相談をいただいて、その中でこの要綱で上限3000万円という限度を定めていまして、その3000万円を限度とする中で支出をしようとしている、支援をしようとしているものです。

経営自体どうなんだっていうご質問があったかと思うのですが、こちらについては当然申請の中には収支の報告書等付けていただいて、こちらの方で審査等をさせていただいていますが、こちらの方は渡邊医院に係る今要請というところがありまして、経営上はそんな破綻するというような経営体系ではないようですけれども、病院自体を新設と言いますか開設するにあたって駐車場の整備も含めてですが、そういった病院の開設にかかる費用が現在収支の報告とは別に借入の部分の返済が非常に大きなウェイトを占めているといったご相談がありまして、この要綱の中で定める上限3000万円の中で医療機関に対する支援を行っていくようにしているものです。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 参事、随分歯切れが悪いな。俺意味がわからないんだわ。結局、参事が渡邊医院と言いましたので私も渡邊医院と言わせていただきますよ。渡邊医院のことであるということで、3000万を補助してくださいと言ったのでしょ。何のための3000万なんだと言ったら参事の方は経営的な

収支含めてそれなりに安定していますと今答えています。したら最後残るのは何なんだと言ったら、それは新築建替えした時の借入金額でしょ。借入金額が焦げ付いているということでしょ、払いきれないということでしょ、端的に言うと。だから3000万円に補助してくださいと。実質的な患者さんの受け入れとかではなくて、根本的にあるのは新築した時の資金借入れの返済の部分についてのお金ということで理解してよろしいですか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 補助要綱の中で当初予算にも計上していただきますかかりつけ医とか専門医といったものも当初予算の中で計上させていただいていますが、今議員がおっしゃられたように、こちらの方合計でトータルで3000万円という上限の中で支援をしていくものですが、その経営の中で今おっしゃられたような病院開設に伴います借入れ、こちらの方は長期的ということもありまして、こちらに対する支援の要請というところがありましたので要綱に定めていますこの安定した経営という部分の中で予算の範囲内で補助をしていくことです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや参事ね、その舗装したのがかかったとかかからないとかって言って、これあれでしょ、もう1つ施設に関する補助事業というのあるでしょ、交付金の中に。その時うちは3000万払っているのですよ。渡邊医院が来た時に1500万払っていますね。畑山医院の後に来た時に1500万。そして新築をしていくからってことで3000万円交付しているのですよ。3000万円交付している時に事業の内訳を明記され、適当と認められたから3000万円交付したのでしょ。その時にどれだけの渡邊医院が借入れをもって返済期間はどれだけ持っているかって調べているはず、あんた方。何千万借り入れて何年で払っていくのか。それわかっているでしょ。それが払えないっていうことでしょ。だから払ってくれっていうことでしょ。言っている意味は。8番目のよく見たらそうなんだって。規定の法則でいけばもう支援がなければ安定した経営ができなくなってきているから払うってというのが8番目の事業項目だから、それに基づいてやっているのですから。そんな意味でいくとこれ今年3000万で終わるのですか。3000万で終わるの。これずっと続いていかない。返済できないのだから、もう渡邊医院が。あまりにも無理な設備投資し過ぎて、身の丈合わないのに入れて、金が払えなくなった、さあ町長何とかしてくれって。町何とかしてくれって。そういうふうにはしか捉

えられないでしょ。こんないい加減な病院ね、病院にならないでしょこれ。それは健全に、来て、やっぱり自分の事業計画立てながら古い病院でコツコツとお金を溜めて自己資金を持ってしっかりやっていくのが病院経営なのですよ。これ安易にパンク、破綻だ、町金くれって。こんないい加減な病院駄目ですって。これずっと課長教えてください、あと何年支払っていくのか。何年町が負担していくのか。冗談ではありませんよ。自分で勝手に新しくしておいて、そのお金が払えないから町に払ってくれなんて、そんなならなんで菊池病院を助けなかったのかとなるのですよ。そんなならなんで菊池病院を助けなかったんだって。菊池病院潰したのですよ。それで医院にしたのですよ。今町民の皆さん病院が欲しいって待っているのですよみんな要望として。救急車呼んだって救急隊員は搬送先の病院を探さなければならない。大変困っている。先日私の町内会に救急車が来ましたよ。停まっているのです、ずっと。あれ、おばさん何ともなかったんだなと思って。なしたのって聞いたら搬送先を探しているのですって。やっと見つかって苦小牧の病院に行きました。そんな現状の中で、しかし病院があれば1回病院に入って医者の判断によってそこから行くというシステムが今崩れているのです。そこが一番町民は欲しいという、復活してくれという中で、この何年毎年クリニックに返還金。なんでうちが払わなければならないということと、それと医療法人社団並木会どんな話をされていますか。これ並木会ですね医療法人。それはやっぱり法人がしっかり責任を持って並木会の系列の病院になりますネット調べたら。その部分できちんとしなかったら大変なことになります。それで私は何年町がこれをかばっていくのですかと。お願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 並木会との話し合いは毎年行っていますし、医療懇談会の中でも様々な病院の課題を聞きながら、先ほどの地域医療の体制の補助の要綱の見直しも毎年させていただいているところです。

渡邊医院さんが新しく病院を建て直したのは当然胆振東部地震の中で大きな被害に遭って、これから50年以上地域医療を、へき地医療を守っていくということが建物的にも困難、また設備的にも困難ということもあって新しい病院を建てられるということをお聞きし、その中でその時点での要綱の中で認められる支援をしてきたということです。また、震災の関係についてはそれ以外の福祉施設等々も上限3000万ということで一括の支援はしていません。

ただ、地域医療を守っていくということでいくと、安平町は町立の診療所ではありませんが追分のクリニック、渡邊医院を地域医療、更にはへき地の医療の指定も両医院とも受けましたので、その中で不足する人材確保だった

り、医療機器の更新、更には建物の維持管理だったり、渡邊医院でいけば償還金も当然トータルの中で不足する部分を、上限はありますが地域医療を守っていくということで支援していくということです。

新築の建物を償還金の部分については、自分の記憶では確か15年ということだったと思いますが、当然その償還が終わった後も今後は、その後は補修とかいろんなことが出てこようかと思しますので、その時々必要とされる支援をその要綱の中で支援ができるものを支援をしていきながら、いずれにしても上限は3000万ですよという形のルールの中で現在やっていますので、何か無計画に病院ができたであるようなことというのはそうではないと。また、追分の菊池病院さんの話も出ましたが、苫小牧東病院さんの方に経営をきちんとバトンタッチしていただいて、建物も町の方で逆に補修等も行っていく。そういった試みが北海道の方からは、健康福祉部の方から高く評価いただいて、今後過疎地域ではそういった事例がどんどん増えている状況にあるということで安平町の方式を発表していただきたいということで、そういったお話もしていますので、どこの地域も病院の維持存続というのは町立病院であれば更に億を超えるような支援も行っているわけですから、そういった意味において両診療所においては安平町の地域医療を支えていただいているということで、私としては非常にありがたく思っているところです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ありがたいとかありがたいという問題ではないのです町長、私が言っているのは。医療法人ですよ。町立病院ではありませんよ。それは渡邊医院がしっかりとした経営戦略を立てて新築をし、そうした中で借入額含めて返済の目途を立てながらしっかりと払っていくというのが病院経営者の当たり前のことですよ。私は今患者が減って少なくなって病院の経営が苦しくなっていくというのは別問題ですよ。でも先ほどの参事の話では、そうではなくて一番ネックになっているのは借入金額の返済金が滞っているということですよ、それを町が払うと、何年払うのか。差支えなければ教えてください。渡邊医院はなんぼかかったのですか。返済期限、返済期間は何年かけて計画されていますか。それを明らかにしてください。

そうすると、例えば28年間、25年ローン組んだら25年も町が払わなければならないということなのですよ。そんなことが地域医療を守るとか守らないとかの以前の問題です私からしたら。そんななら変えればいいじゃないですか経営者を。菊池病院を潰したみたく。病院を潰したでしょ。病院ですよ。医院ではないですよ私が言ったのは。そんな意味では明確に言ってください。町民の皆さんに。これから渡邊医院になんぼ払っていくの何年間。それは3000万というのがありますよ。毎年3000万何年払っていくのですか。ということ

になりますから、渡邊医院が借りた金と返済期間何年なのか教えてください。

○議長（多田政拓君） 答弁は可能ですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） すみません、お待たせしました。渡邊医院の借入の関係なのですが、こちら一括の金額ではないのですが、何回かに分けて借りられているということで、私の手元で償還予定表をいただいていますけれども、そちらの方今計算したところ5億5600万円借入されているようです。借入期間なのですが複数のところから借入されていることもあって、当然償還期間もバラバラと言いますか、それぞれ借入先によっては今回で行きますと12年だったり10年だったりといった返済計画をいただいているところではあります。中には24年、5年というところもあります。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 同じ項目ですか。

○3番（小笠原直治君） ちょっと議長悪いんですけど。大変なことなのですよ。今返還来たらずっと町が払い続けることになることですから、議長申し訳ないですけど質問させてください。

○議長（多田政拓君） 今4回超えていますのでね。

○3番（小笠原直治君） はい。お願いします。

○議長（多田政拓君） 今回1回にしてください。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） どうぞ。

○3番（小笠原直治君） 貰っていないのがあるのです。いつまで払っていくんだっていうこと町が。その答弁は貰っていません。

それで私は、そんな意味ではこの病院したたかですよ。この病院、渡邊医院。建てておいて金の支払い何だといったら町が支払ってくれますということも思っていて借りて、さあどうするといったら先ほど町長があまりにも病院が無くなったら困るって。逆に言えば撤退をしますよとチラつかされて金を巻き上げられているだけなのです。何の経営努力もしていません。私はやっぱり、勝手にと言ったらおかしいけど自分が来て病院が安平早来地区にやろうとして来てやって、さあ新しい患者さんを増やしながら治療をして地域医療を守りながらやって、そして病院も改築していきたいという夢を持ちますよ皆。でも皆さんの家で金も無いのに家を建てますか。ローンの返済も建てられないのに家建てますか。渡邊医院が建てたということは目途が立っているというのは誰が払うのかと言ったら町が払うっていうことを示唆して

いるのではありませんか。そんなもんに町民の皆さんに今日、聞いている町民の皆さんにこれから今答弁出ると思いますが、これから何年もずっと最高額3000万以内、何年するかもわからない時に返還金の補填をしていくなんて考えられません、そんなこと。冗談ではありませんよ。町民の皆さんに聞いてください。そんな意味で、私はこんなもの許される問題ではないし、駄目なら潰れていいのです。仕方がないのですよ。新たな道を選べばいい。菊池病院もそうだったのですから。駄目だから病院をやめてクリニックにして形態を変えていったのですよ、追分クリニックにして。そんな意味で私、あるんですよ菊池病院の院長と話した私、米川議員、三浦議員で行ってちゃんと、今喋りませんが話していますよ要望も。しかし病院というのはあんた方は残さなかったのです。それで私はこのような菊池病院は置いておいてこのような渡邊クリニックのずるさというかある意味上手さというか。借金を町に肩代わりしていくというのは許されるものではありません。こんなもん断じて許したら大変なことになります。町長は違う道を歩んでください。こんな毎年これからなんぼ払っていくのですか。なんぼ取られていくのですか。

町長でも別ですよ。患者さんがいなくなって医者が足りなくなって苦しくなったから補助してくれというならわかりますよ。じゃないでしょ中身。自分で建てた建物が払えないから町に払えってことでしょこれ。そのことをしっかり認識してください。それで何年払うのですか。教えてください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 資料は電子データで手に入りましたので。この資料は若干古いのですが、震災後建て直す時に令和3年からこの当時、記憶のとおり15年償還で令和17年度までということで、この時点では年間、新築の病院として約1200万ぐらいという話は令和2年度ぐらいにお話をいただきながら、また、その医院の運営費用として約1500万ぐらいこの当時。これは毎年度かかっていく部分ということで、そういったお話を聞いていました。当然ドクターの体制の充実だったり、また、医療機器の、早期発見に向けた投資だったり、当然そこにはランニングコストもそれぞれかかってきます。また、へき地医療の人材育成のネットワーク化だったり、そういったことを電子カルテの導入も自動車等の自動の積算ということでシステム構築も含めてこの時点で約2700万ぐらい。ただ、毎年お話を聞いていますと、コロナ禍があって、その時はワクチンの収入等もあったと思いますが、コロナが明け、更には病院の建てる時にも資材高騰だったり物価高騰等もあった時期に重なっていることもありますから、そういった中で新築の費用だけでなく医療の運営費用込みで、トータルで支援をしていく。ですから建物はと聞かれます

と令和17年までですからまだ11年、それ以外の部分については継続していかなければならない。ただ、例えば10年後見た時に人件費だったり設備費だったり運営、また修繕関係でそこがまた経費がかさんでいくと思いますので、当然3000万を超える部分については病院の方でご負担いただくということで、現在もそうですが、そういう形でやっています。その考え方は追分クリニックも同様であって、積算して大きな黒字になれば別ですが、この町の補助金が無ければ赤字経営という形になりますので、過疎地域での、またへき地医療としての医療を守っていくというのは町立であればなおさらのことですが、町立でない診療所だったとしても、そこに行政が支援をしていかなければ病院は無くなってもいいんだとおっしゃられますけれども、そうではないと我々は思っていますので。また、1点大きな課題というのは安平町だけの、渡邊医院だけの問題だけではないですが、例えば渡邊医院の先生も50歳を超えていると。いつ何時ご自身が倒れることもあるだろうと。そういった時に町の支援がきちんと制度化になっていること。そこが次の方がその後継として病院を、例えば買い取って医院を継続していくことにもつながるといこと。そういったご相談は北海道の保健福祉部の方にも既に事務長の方でされていますので、町としてもその課題はハードルはまだありますが、そういった建物の維持管理の経費も、できれば今公設民営というところも出てきますが、公で建てたわけではありませんが、民で建てたものを公共の方でそこを何か譲ってもらったり買い取ったりしながら、その建物の責任をきちんと市町村が担っていくといったところを目指していかなければならないというような地域課題、医療の課題もあるということのお話も渡邊医院とは将来を見据えてさせていただいているところです。

○議長（多田政拓君） 何年払うかっていうことの答弁はできますか。

11年ですね。建物の方の11年分は払うということですね。よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 同じく、この3000万というお話はいつ依頼されたのか。予算書がついこの間通ったばかりです。これだけ苦しければもっと先に要望等が上がって予算の中に組み入れられるのが普通かなと私は思っています。急に3000万をここで年度明けてすぐの補正予算の中に組み入れてくるというのは、元々は今年度予算の当初の段階でこのような話はとっくにしていたのではないかと思うのですけど。いつこのお話がなされていたのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） ただいまのご質問ですが、いつというお話でしたが、こちら実際お話いただいているのが令和6年3月27日ということで記録、報告書を作っています。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 今言ったのは最終的なお話であったり今回補正を上げたという3000万の話ですが、我々はその実施計画の中で令和6年、7年、8年という形でこれもちょっと記憶ですが2600万とか700万といったものを支援していくという計画案もあるのです。あった中で最終的にこういった協議の中で3000万という上限のものも逆に超えていかなければ経営的なことで困難性があるということで今回補正を出させていただいたので、突如何か3000万上げたというようなことではなく、これは実施計画の中ではそういった位置付けを既にされているということです。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 計画的に載っかっているなら最初から予算の中に組み入れるのが普通だと僕は思いますよ。3月に来たからと言って、じゃあ遅れたから臨時で上げましょうっていう話ではなくてね。最初から計画書にあるなら、ちょっとすみませんがそこをお話を、ちょっと
- 町長（及川秀一郎君） 他の項目は、
- 10番（高山正人君） ちょっと今私がお話しています。ですから最初から2700万毎年かかると言うなら最初からこういう計画があると言っていたかなと、突然こうやって来られて大きな金額ですから正直なところ。ですから考え方は違うかもしれませんが、でもあらかじめわかっていることはある程度計画的にこうですっていう話がなければ、こうやって振られてじゃあ10年間払い続けますって今言われても非常に理解しにくいというか、そちら側では理解されているかもしれないですけど、私どもとしては予算の中で上がってくればなぜ今3000万だという聞き方をするしかないのですが、その辺はどう考えられるのか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回3000万で上げていますけれども、他の項目の中では既にもう2600万ぐらい入っているのです。それを組み替えたということで予算組み替えたので、ですから新たに3000万をぼんと追加補正したのではなく、2600万ぐらいあって追加で3、400万をする、でもその要綱の見直し等もありましたから、そこで予算を組み替えたということでご理解いただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 予算を組み替えたっていうのは、どこどこを組み替えたのか説明をしてください。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 去年の予算では医療機器購入費助成金ということで、こちらの方は両病院の方から年間1500万を限度としてということでそれぞれ出てきていましたので、ここだけで合計3000万円補助している部分があったのですが、今年度の当初予算においては医療機器購入費の部分で1530万と、ここを金額自体は半額となっていて、その他かかりつけ医ですとか、看護師等雇用の部分ですとか、こういったものの当初予算においては今いる実績ベースということでそれぞれ算出をさせていただいて、そこまでの数字まで抑えていなかったのですが、そういった項目をそれぞれ実際に病院、医療機関に聞き取りをさせていただいて、必要最小限という計上をさせていただいていたところですよ。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そう答えていただくのでしたら、最初から組み替えたという形のものを提出していただかないと、ただただそう言われても何も残っていないのが現実ではないでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この補正予算の3000万だけでいくと今みたいなところがわかりにくいので、そこら辺今後出す時にそこら辺が組み替えの場合についてはわかるように、資料になれば説明の中で説明をさせていただければと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関係で組み替えたって言うのですが、これ条項上整理されて一つ一つ、一応目の中で一緒に流用できるのかもしれないけど、これは整理されて別立てのものなのではないかなと思うのですが。当初予算では多分医療機器等購入費助成金は1530万で追分の電子カルテの助成は530万で渡邊医院に対しては2分の1、1000万計上だが何に必要かはまだ明らかになっていない。渡邊医院以外の歯科にも出すことはあるという答弁でした。あと他にも介護士関係も1560万、13名分12か月とか、あとかかりつけ医確保も常勤非常勤それぞれ50万、20万上限とか、そのようにしっかり分けて当初予算で出されている中で、今回の地域医療体制の維持費補助金が出されなかったというのは高山議員が言うとおりに懸念されるところで、この地域医療提供体制維持費補助金の要綱の中で回数を何回まで、上限額は決まっているのに回数制限がないのかというところで、そしたらまた借入れましたと言ったら何年も何十年もできないから補助してくださいになって、地域医療体制が、例えば入院やりたいから、時間外救急やりたいからまた維持が必要なんだっていうふうになくなっていく変わっていくというなら少しは町民も理解してくれるかと思うのですが、そういう状況もなく現状のままのだけ借金補填だけします、10年も20年もとなると町民理解は得られないと思うのですが、そこら辺の整理と認識はいかがでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど高山議員の答弁の中で説明したこと以上のことはございませんで、当然地域医療を守っていくことはそのとおりですし、回数制限というのはどういう意図かあれですけど、毎年限られた予算の中でそこで見合う部分を支援していくということで、そこは制度を急に廃止したり、そういうことをすれば病院経営はできないわけですので、ある程度長期的な視点に立って病院経営をしていただくためにも要綱を充実化させながら統合をかけてきているということです。

その病院だったり歯科医によって使いたい項目だったり、そういったところも事業年度は様々ありますから、それぞれそこを信頼関係もありますし、何かその事業をやっても、そこは町として事前に交渉はしながら、納得できないものについては調整をしていかなければならないと思いますから、何か無条件に何でも補助金の対象にしているわけでもありませんし、必要に応じて過去の経緯も、震災からの病院の立て直しも含めながら地域医療、さらにはへき地医療として、さらに日高管内との医療連携も図っていきながらやっていきたいという渡邊先生のお話もいただきながら支援していることですので、そこはご理解いただければと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば商工会から要望があつて支援しますという事業が確かあつたはずなのですが、そちらも他と重複しないように要件に合うところで1回限りとか、リフォーム助成制度とかもそんなに何回も出すようなものではなかったのではないかなど。交付金の性質上から見ても、そんなに毎年毎年出すものなのかなという疑問があつて。要望によって毎年かかってくるものが変わってくるのもわかりますし、それで細かく項目が分かれていて、これに対していくら払います、これに対してはいくら要望があつたので予算計上しますということが出されたはずなので、ちょっと組み替えとか色々言われても納得がいかないですし、無制限に出すものではないとおっしゃったけれども、今ご答弁いただいた11年、3000万出し続けると言ったら町民はそれは無制限に感じる方もいらっしゃるのではないかなど。その11年払い続けて、また更に借入がかさんだ時にはもっと出してくださいとならないのかなという心配もあるので、そこら辺含めて要綱の整理が必要なのではないかなと思うのですが、借入れに関しては例えば何回を制限して何回って、それ以上は経営努力によって行ってくださいという、それがやっぱり民間としては当たり前の考えかなど。町立病院にしているならまた別な話ですけど、そこら辺の理解のところを伺った部分で、ちょっとどういう性質のものかなということなのですが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） リフォーム助成だったり商店街での補助制度とは全く性質が違ふと思います。兼ねてから議員の皆様方も病院をどうやって守っていくのかということもずっとおっしゃっていたわけですから。まさしくこういった黒字経営化になって町の支援が無くてもできるというのであれば、それ

は支援はいたしませんけれども、そういう状況には今どこのへき地医療もそうですが町立病院とて同じであります。以前の要綱では細分化になっていたところで、例えば看護師の受け入れ支援ということで新規採用した時には3年間補助しますよと。3年間終わった後には助成制度が三浦議員おっしゃるとおり、例えば無くなるということであればその時点でまた看護師さんが辞められると、新しい方を補助要綱に合わせて、また採用しなければならないようなそんな話も聞いていますから、きちんと看護師については給与も上がっていく、上げていくといったところを、さらには働き方改革で勤務時間も見直しをしていくといった時代ですから、そういった中において病院経営大変な過疎地域へき地でやっただけでいるわけですから、町としては町立病院ではありませんが、先ほどの公共交通を守っていくのと同じく医療を守っていくというのは町として基本的なことだと考えていますので、要綱の見直しは随時行ってきて現時点に来ていますので、また更に医療懇談会等で課題等を聴取させていただいて、その要望に見合う、その改善が引いては町民の方の健康につながっていくものだと考えています。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今回の事業メニューを財政サイドのところからの補足になるのですが、実はこれ過疎のソフト事業の対象になる事業として、当初は過疎のソフトの対象事業として設定させていただいていたのですが、このメニューを新しく新設しなければ対象外になるということもありまして今回、過疎の申請5月に入ってくるものですから今回の臨時会に合わせさせていただきましてメニューの変更というか創設させていただくような財政的な対応が出てくる部分もありまして、今回そういった対応も1つさせていただいたことをご認識いただければありがたいなと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 財政上の部分もご説明いただきましたが、これ今後なのですが、一本化にしていくということでは何にどの程度補助するか明確にならないということなのか、それとも今後もきちんこの明細を明記して明確にしていって、こういう計画でこういう理由で出されたので補助します、できません。その関係を明らかにしていくのか。これ結局この補助金に対しては借金に対する払いなのか、一本化したので内容明細明確にならないけれども全部いろいろ含まれているけれどもこれ何だよということなのか、そこら辺の理解が明確ではないのでお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） ただいま三浦議員がおっしゃっていた後段の方が一番近いのかなということもあります。この3000万が上限ですが、地域医療提供体制なんぞやというところですよ。病院から診療所になった、その中で看護師の患者に対して何床に対して何人。稼働率が50%でも100%用意しておかなければならない。そういうところで経営破綻だとかいろんな部分の病院を見えています。4月1日の医療法の改正でもう皆さん病院に行った時、間近に見ているケースがあると思います。医療分担化が始まっています。ですからかかりつけ医の紹介状が無いと中核、大病院に初診で入れないという部分も出てきています。まさにこういう部分もあります。医療法の改正で生活習慣病にかかる病床の部分、病院の報酬点に入らないということで実際に減算になってきている医療機関もあります。うちの診療所2つも同じような形で出てきているケースもあります。ですからこういう部分も含めた中で（8）のこの補助要綱の見直しをかけて、この8番の中で予算を組み替えて今回計上したところですので、何卒ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 単純な話なのですが、今3000万円という組み替えっておっしゃったので、当初予算に載っていた1530万円とかがこの3000万円に含まれているのだったらここに載ってくる金額は3000万円マイナス1530万円とか、この他の補助金を引いた金額になるのではないかなと思ったので、その確認をお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今回3000万円を計上させていただいた理由なのですが、先ほどから申し上げます上限額3000万、こちらに金額を合わせて、予算の確保もありますが、実際申請がいくらになるかが現在のところ不透明でして、これは申請実績に基づいて正規の額を支出していくこととなりますが、今回3000万というのは上限額の3000万に合わせて計上させていただいている額となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これ渡邊医院だけの3000万ではないと。ですから他のところも同じ要綱ですから同じ形で対象になっていくので、新たに事業を申請してもいいように追加しながら。ただ、全体としての枠組みやそれぞれの診療所だったり病院での制限がありますので、申請いただいたりその項目を照らし合わせながら、計算ベースではそれぞれの医院が3000万を超えないといった中での申請の交付決定になっていくということです。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 地域医療というか病院をどうやって守っていくのかって、その考えをもって医療体制の構築をお願いしたということはそれは間違いないです。でも、それはお医者さんとか看護婦さんへの採用とかお給料の面で支援をしていくという、そういう方向性の中で地域医療をどう守っていくのかということで提案していた、私はそう思っています。それが5億6000万もの借入ができて支払に窮するという、その辺のところの助けをしなければならぬというその辺のことについては議会の方には理解を求められてはいなかったし、私も承認した覚えはないのですが。これ今11年間3000万、もしも補助していくとしたら借入の半分以上を町費で賄っていくということになりますので、この借入する段階で貸す方だってちゃんと返済してもらえるとこの補償があって貸し付けたのだろうと思うのですが。その辺のところの借入れと返済の関係と病院の事業費、年間どれぐらいかかってどれぐらいの利益があって、そして借入れに対する返済はいくらという経営の状態について町の方では説明を受けたのかどうか。受けた説明に対してどのような返答したのかね。その細かいところを具体的なことを教えていただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補助金の申請だったり実績報告の段階では、細かいこ

とは担当では聞き取りをし書類も提出していただいているでしょうけど、我々との制度を作っていただきたいたいという話し合いだったり、懇談の中では大きな括りの中で先ほど申し上げた、例えば人員の人件費の部分だったり、設備投資の部分だったり、設備費の維持費だったり、そういったところがたくさんかかっていくと。渡邊医院はそれに加えて新しい建物の設備費もあったということですから、そのやりくりは病院の経営ですからそちらの方にお任せする部分もありますが、その中で補助金の要綱の中で合致する項目の中で病院において例えば医療機器を今年度は更新する年だったりそちらの方に重点を置きながら申請をしていただきながら、病院の全体の収支は当然あるわけでしょうから、そういった中でその新築の償還金に毎年3000万充てていくという意味ではなく、そこにも当然充てていけるようにしていくという形で、トータルの病院経営に様々な支援措置を使えるように、補助金の要綱を毎年のように見直しして、使いやすいものにしてきているということです。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） そうしましたら5億6000万ぐらいの借入金に対して、年間どれぐらいの支払いをしなくちゃならないのかっていう、その辺のところの話は伺っているのか。当然借りるということは支払いできると思うから借りるのでしょうし、貸す方だって支払いしていただけると思うから貸しているのだと思います。だけど、こうやって今後11年もの間3000万ずつとなったら3億円以上のお金、4億円近い金額を補助しなくちゃなくなりますので、その借入金の年間の支払いはいくらで、そして今3000万のうちの年間支払いどれぐらいかかって、3000万補助すると経営状態はどのようになるのか、そういう詳しいことをお尋ねします。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 今米川議員おっしゃられている部分なのですが、3000万円がそのままローンの返済に充てられるということではなくて、当然先ほどからお話させていただいています看護師を雇用された部分とか、かかりつけ医、それから専門医、こちらの方を確保していただいた人件費に見合う分をその上限の3000万の中からそちらの方に割り振りをさせていただいて、財源は先ほど政策推進課長が言った過疎債を充てさせていただいていることになっています。その3000万のうち人件費等で3000万いかなかった分の差額を今回の補正の項目で支出をさせていただくことになってい

まして、経営安定という項目にはなっていますが、そちらは病院の全体の経営の中で、その差額の部分については病院側の判断というか、ローンの返済に充てていただくのか、それとも維持管理に使っていただくのかといった部分で用途については病院の方にお任せをしている状況になっています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 経営状態をお伺いしたのです。どれぐらいの収入があってどれぐらい支払いしなくてはならないのか。具体的な経営状態を伺って、だからこの3000万は補助金として出さなければならないという、その結論に至る経営状態を伺いしたのですが、それは病院側の方から聞き取り調査とか相談を受ける段階で伺ってはいないのでしょうか。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 書類の方は貸借対照表をいただいています。今ご質問があるような具体的な数字はいただいていません。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終了、失礼しました。次のページ、11、12ページに行きます。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 9、10ページは他にありませんかって聞いていただけると思ったのですが。

○議長（多田政拓君） あ、失礼しました。はい。どうぞ。

○2番（米川恵美子君） 10ページの一番下、町内公園管理経費。これ業者に依頼したというのですが、どこの公園をどのように管理業務をしていただいたのか伺います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） こちらなのですが毎年、建設課、産業振興課及び政策推進の3課で会計年度任用職員の募集をかけまして4名を2班体制で草刈り等の作業を行っていただいています。建設課でいえば公園の草刈りですとか樹木の伐採、枝払い、公園施設等の修繕を行っていただいているところ

です。
近年募集をかけて4名揃うということがだんだん少なくなってきました。追加募集などを行いまして、場合によっては3名体制とかで何とか対応してきているところです。今回の補正なのですが、今後、会計年度任用職員の人数が減っていくことを想定して、いずれは業者委託を視野に入れていかなければならないことを考え、会計年度任用職員の作業が困難になった場合に業者にカバーしてもらうための予算として計上させてもらったということです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） それでは実際には管理業務はしていただいているということなのですか。鹿公園の道路つぶちのところの厚真青葉の豊栄線に面した道路のところの木が伐採されていますけど、あれとは全く関係のない考え方のもとにここは予算計上されているのですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 昨年度、青葉豊栄幹線沿いと言いますか鹿公園沿いの青葉豊栄幹線の歩道付近に木の伐採とか枝払いを大々的にやらせていただきました。それは業者さんの方に別途伐採業務として発注したものです。それは今回のような会計年度任用職員ですとか、今回補正を上げさせていただきます予算とは別な予算ということでやらせていただいていますので、もう少し小規模なイメージをしていただければと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ11、12ページ。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ13ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に入ります。歳入5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければこれで質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。

[三浦議員挙手]

○議長(多田政拓君) 三浦議員。

○7番(三浦恵美子君) こちらの補正予算の関係なのですが、昨年令和5年度も当初予算が出された後の4月24日の臨時議会で補正予算が出されていて、ヒューマンエラーもあって申し訳ありませんでしたということもお話されたのですが、今年もこのようなことが起きたことはなぜかというのと、どのように今後防いでいくか含め精査されているか確認をさせてください。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 今回の部分については当初予算、これは歳出で見積書を取った時に1件消費税が入っていなかったというのが1件あったと。それと隔年で行っていたものが本来、今年度当初に入れなければならなかったものが入っていなかったという形です。

これはこの議会があるたびに補正予算はそうなのですが、なるべく救急で喫緊なものを補正予算と、緊急的な部分はあるのですが、今回このような形の失念の部分があったということはお詫び申し上げたいと思います。

今後についてはチェック体制をきちんとフェイスオフィスの中でこの締め切り期限をきちんと連携しながら周知していますので、その時には副町長の

私の方から全課長に周知しているものですから、そのチェック体制を重点的に行っていきたいと思っています。また、これはヒューマンエラーですので今後無きよという言葉は使いませんが、なるべく確認をしてこのような間違いが起きないような体制を作っていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私は今回の補正予算1号について承認することはできません。なぜならば、渡邊医院の3000万円の補助事業交付金の扱い方です。いろいろ経過を聞いていますと地域医療を守るんだと言いながら、かかりつけ医確保事業は2000万までと決まっているのですね、かかりつけ医を守るために医者をかかりつけ医にするのは、機器医療も2000万が限度です。看護師事業も出ています。この中身でいくと、私はそこで予算を出していくのなら何も問題はありませんよ。でも、今回の3000万というのは、もう町の支援が無ければ、先ほどから言っていますけれども渡邊医院が経営破綻に陥る可能性があるということにつながっているだろうと思うのですね。そのために町としては3000万、私は3000万今回限りで収まるならいいのですよ。聞くところによると11年、最高3000万なら3億3000万。こんなことが私は本当に町民が知らされたら何と思うのだろうかということなのです。そんな意味で私は、渡邊医院に申し訳ありませんけれども、返済計画や自己資金が無くて町頼りのもので新築を進めてきたと言わざるを得ないのです。それならば最初から言えばいいのですよちゃんと。しっかりと。総務常任委員会でも開いて。今回もそうですよ。今回も補正予算をやる前に総務常任委員会で渡邊医院の危機的な経営状態を議員に説明して、これらを助けて地域を守るんだ、これだけのお金が必要でこうやっていくって、先に説明するのが筋ではないですか。それも何もしないで一発補正予算で3000万、苦しいから払いますって。こんなことで議会が、はいそうですってことにはなりません。私はそんな意味でこの補正予算を認めることはできません。

○議長（多田政拓君） ただいま小笠原議員から本案に反対の発言がありました。

それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は賛成の立場でお話をさせていただきました。医療関係のことでいろいろと質疑応答をなさっていましたが、町民が一番望むのは安定した地域医療体制をしっかりとしてほしいんだということで、私この町に帰ってきてからもう十数年経ちますが、当時もっと多くの病院がありました。それが気付いた時には追分で菊池病院、早来地区では畑山医院という一つになってしまって、地域住民は非常に不安な思いでした。その中で今の執行部の方たちについては必死な思いで追分クリニックの開院につながっているし、隙間が無い状態で医療体制をちゃんと確保したと。畑山医院についても渡邊先生に引き継がれて新しい病院が建ったと。渡邊医院については地元には立派な病院ができたということで地域の住民は大変喜んでいました。また、つい最近のコロナの時にも各医療機関が発熱外来を全部断っている中でも渡邊先生はそれは無いと。来る者は拒まずと。それが医療の原点だと。地域医療の原点だということで大変頑張ってくれました。多分皆さんの頭の中にも夕方になると札幌ナンバーの車や苫小牧ナンバーの車がいっぱい来て町内だけに限らずしっかりやってくれたし、あれだけ多くの集団接種もきちんとテキパキとやっていただいたことで大変感謝している町民が多いです。そういった中で今回の補正予算については執行部の方も説明がありましたけれども、この2つの地域医療体制ということを守るといいう目的で適正な予算を組んでくれたのかなと。私事で申し訳ないけれども、他で吟味したところでは町立病院、市立病院、大赤字で年間何億何十億という話をよく聞いてきました。安平町には町立病院が残念ながらありませんが、そういった中で何千万の支援で足りるといいうことで、お金の多い少ないで語ってはいけないかもしれないけれども、逆にそれだけで医療体制を保てるということについては冷静に考えれば町民のためになるのではないかと。一番大事なのは不安な気持ちを持たせないために追分地区にしっかりとしたクリニック、早来地区には医院ということ、きちんとそれを死守していくという思いが伝わってきますので、今回の補正予算については賛成をしたいと思います。

○議長（多田政拓君） ただいま反対賛成の意見が出ましたけれども、他に反対の意見の方はおられますか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は今の説明の中で、組み替えをしたなら組み替えをした議案提出をしていただかなければ、これははっきり言ってそう説明されても理解できないので、これは非常に議員としては認めるわけにいきません。

○議長（多田政拓君） 賛成の方の発言を許します。賛成の方の発言は。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） まず今回の予算については、最後の方で町内全体の医療機関から申請があって、それで最終的に額は変わっていくという理解なのと、それから町長の考え方として町立病院の代わりに町内の医療体制は支えていくそのために町立病院とかが無い代わりに、ある程度の額で支えていくという考え方なのだなと思いましたので、その一環として私は賛成の弁とします。

○議長（多田政拓君） 次に反対の方の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） ありませんね。それでは討論を終わります。これから議案第8号、令和6年度安平町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

それではこれから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森）

（反対：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

○議長（多田政拓君） はい、着席ください。起立は5名です。議長を除いた只今の出席議員は10名です。よって賛成と反対が同数ですので地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して裁決します。

議案第8号について議長は可決します。

◎ 日程第18 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第18、議案第9号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第9号朗読

議案第9号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

介護給付費インターネット請求のための伝送ソフト購入等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第9号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ912,963千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

はじめに歳出からご説明します。6ページをお開きください。

1款総務費は、介護給付費インターネット請求のための伝送ソフト購入による増額となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

7款繰入金は、歳出1款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1296万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから保険事業勘定の質疑を行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の質疑を終わり、次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第19、議案第10号 令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第10号朗読

議案第10号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定等により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第10号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条収入の第1款水道事業収益は、交付金の決定に伴い852万7000円増額するもので、支出の第1款水道事業費用は、スマートメーター購入等に係る費用として901万4000円を補正予定額として計上しています。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の予定額を次のように改める。

第3条では退職手当組合負担金を除く職員給与費43万3000円を補正予定額として計上しています。

令和6年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について3ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第1号により詳細をご説明いたします。

収益的収入1款水道事業収益2項2目補助金1節他会計補助金につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定に伴い一般会計から繰入金として852万7000円増額するものです。

4ページ、収益的支出1款水道事業費用1項2目配水及び給水費につきましては、1節給料から3節法定福利費まで44万7000円を増額補正するもので給与計算に係る職務の級において4級から5級へと職員1名が昇格したことにより増額するものとなります。5節修繕費につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定に伴い検定満了交換分のスマートメーター器354台の購入費として662万円増額するものとなります。7節工事請負費につきましては、このスマートメーター器354台の設置に係る費用として194万7000円を増額するものとなります。なお、スマートメーターにつきましては令和4年度から農村地区を中心に導入しているもので、大雪など悪天候時の“みなし検針”や検針誤りの防止、また、市街地においても漏水事故の早

期発見につながるといったメリットを勘案し、令和6年度においても交付金を活用し導入するものとなります。

ページを戻っていただき1ページから2ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第1号につきましては、只今説明いたしました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付された案件の審議は全て終了しました。

ここで安平町の教育行政に尽力をいただきました種田教育長から退任のごあいさつをいただきたいと思います。教育長お願いします。

○教育長（種田直章君） 貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。思いのほかというか予想以上に議会に時間がかかりましたので皆様お疲れのことと思いますので当初予定していたものは全て白紙にして、ちょっとなるべく簡潔にお話させていただきたいと思います。

まず先ほど町長のご答弁の中にもありましたが、昨年12月22日だったのですが町長が教育長室にお越しいただいて3期目もというお話をいただいたわ

けですが、大変ありがたく思う一方で、私の本当に個人的な事情で申し訳なかったのですがお話をさせていただいて町長にご理解いただきました。本当に町長のご高配に心より感謝しているところです。

端的にと申しましたのでここですぐに本題に入りますが、まず新しい学校を作るために、今まであった学校を閉じるために多くの町民の方のお声に耳を傾けたりとか説明したりするような場面も多々ありましたが、その時にも多くの町民の方と同様に議員の方も足をお運びいただいて色々と実情についてご理解いただいていたのは非常に実感しておりました。本当に心から感謝申し上げます。

本当に感謝したい人たちをたくさんここで述べたかったのですが、時間の都合上、私が本当にこの6年間曲がりなりにもかなり曲がっていましたが何とかやって来られたのは、私は一番頼りにしていたのは隣に座っている永桶教育次長。そして教育委員会の同じく佐々木参事。そして現在は小笠原教育指導参事。過去に教育委員会の事務局に居たメンバーも含めて、本当に教育委員会事務局の仲間と呼ばせてもらうには自分は戦ってこなかったかもしれませんが、本当に皆様から支えていただいて何とかやって来られたかなと思っています。

役場職員の方々もいつも暖かい言葉、プライベートな部分も含めていつもお声掛けいただいて、本当に皆様に支えられながらやって来られたことに対して感謝しております。ちょっと今日は午前中から午後にかけて心配でしたが、安平町が子育て・教育に力を入れている町ということで全国各地から注目されておりますが、私にとっては井内さんという方の若さとエネルギーを、何より彼の熱意を教育の現場で発揮していただいて、これからますます安平町の教育力を高めていただけたら本当にありがたいなと思っています。

私は教員からこういう世界に入りましたので教員時代の人脈は少なからずありましたが、声をかけて安平町内の学校に来てほしいんだと。安平町の教育委員会の指導主事として来てほしいと声をかけた人が少なくとも全員声を受け止めてくれて、安平町内でお仕事をしていただいたことに対しても本当に心から感謝しています。

本当に多くの方々に支えられてこれまでやって来られたことを感謝して、このあと結びになりますが、今まで支えていただいた多くの町民の皆様、そして多田議長様をはじめとして議会議員の皆様にも心から感謝申し上げますとともに、安平町のますますの発展と皆様のご健勝をご祈念申し上げ、私からのあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（多田政拓君） 種田教育長大変ご苦労様でした。私事ではありますが、私の議員生活の中でこれほど6年間、災害と新しい学校の建設と、こんな短

い期間にこれだけ激しい教育長として仕事された教育長は存じておりません。皆さん方と力を合わせて残していただいた教育環境をより発展させていくように議会としても頑張っ参りたいと思つていますので、体調に留意されて後の生活を送っていただきたいと思つます。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） それではこれをもちまして本日の日程は全て終了しました。会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼を申し上げます。令和6年第3回安平町臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会 午後5時2分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____